

1. 件 名 : 「新規基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（玄海原子力発電所第3、4号機及び川内原子力発電所第1、2号機の設計及び工事計画認可申請並びに玄海原子力発電所及び川内原子力発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請（火災防護における系統分離対策））【1】」
2. 日 時 : 令和5年6月9日（金） 13時30分～16時00分
3. 場 所 : 原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥企画調査官、中川上席安全審査官、西内安全審査官

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤火災対策室長◎、星野室長補佐◎、高橋係長◎

九州電力株式会社：

原子力発電本部 部長 他13名（このうち2名はTV会議システムにより出席）

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 川内原子力発電所第1号機及び2号機 玄海原子力発電所第3号機及び4号機 電線管内ケーブルの系統分離対策に係る設計及び工事計画認可申請並びに原子炉施設保安規定変更認可申請について

以下のホームページ掲載済みの資料を使用

- ・玄海原子力発電所3号機及び4号機 設計及び工事計画認可申請書補足説明資料【火災防護のうち電線管内ケーブルの系統分離対策工事】（令和5年5月31日の面談資料を使用）
- ・川内原子力発電所1号機及び2号機 設計及び工事計画認可申請書補足説明資料【火災防護のうち電線管内ケーブルの系統分離対策工事】（令和5年5月31日の面談資料を使用）
- ・玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について「玄海原子力発

- 電所における火災防護に係る審査基準に基づき実施する電線管の系統分離対策に伴う変更」(補足説明資料)(令和5年5月31日の面談資料を使用)
- ・川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について「川内原子力発電所における火災防護に係る審査基準に基づき実施する電線管の系統分離対策に伴う変更」(補足説明資料)(令和5年5月31日の面談資料を使用)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	衛藤原子力規制庁の西内です。
0:00:03	それではこれから川内原子力発電所と玄海原子力発電所の設計及び工事計画認可申請とすと、あと原子炉施設保安規定変更認可申請として、火災の系統分離対策に係る申請のヒアリングを始めたいと思います。よろしくお願いします。
0:00:19	それではまず、九州電力の方から本件初回のヒアリングですので申請概要一通り説明をお願いしてもよろしいですか。
0:00:28	はい。営業。
0:00:30	よろしくお願いします。九州電力原子力設備グループの原と申します。ではパワーポイントの資料の方から説明させていただきます。
0:00:40	タイトルは、
0:00:42	電線管内ケーブルの系統分離対策に関わる設計及び、
0:00:47	工事計画認可申請、並びに、原子炉施設保安規定変更。
0:00:52	認可申請についてです。
0:00:55	1枚めくりまして目次の方は割愛させていただきます。
0:01:01	さらに1枚めくりまして右下2ページの1ポツはじめにから説明させていただきます。
0:01:09	現新館等に設置する火災防護対象ケーブルの
0:01:14	系統分離について、
0:01:16	耐火隔壁を施工する等の設備上の対策と、
0:01:21	可燃物を保管しないなどの運用上の対策を組み合わせた、
0:01:26	対策を行うため、
0:01:29	電線管内ケーブルの
0:01:31	系統分離に関わる設工認を、
0:01:35	先日、5月31日に申請させていただいております。
0:01:39	また、
0:01:40	運用対策を追加するにあたって、保安規定の変更も同様に申請させていただいております。
0:01:48	なお、※1の方に記載しております通り、ここで述べる電線管等とは、
0:01:55	工程、電線管やカトウ電線管フルボ
0:01:59	安心
0:02:01	いたします。
0:02:03	1枚めくっていただきまして右下3ページをご覧ください。
0:02:08	2ポツ、設計及び

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:10	工事計画認可申請の概要を説明していきます。
0:02:14	本設工認申請では、
0:02:17	その他発電用原子炉の附属施設のうち、
0:02:20	火災防護設備に関わる基本設計方針を変更します。
0:02:26	ページ上の表のほうに記載しております通り、
0:02:29	本文の変更箇所は、基本設計方針のみで、
0:02:34	適用基準規格等の変更はありません。
0:02:37	関連資料として、
0:02:39	火災防護に関する
0:02:40	研修や、
0:02:42	耐震性に関わる説明書等を研究、添付しております。
0:02:48	表の下の方に記載しております通り、
0:02:51	今回は火災防護ケーブルの系統分離対策と、火災影響の軽減措置について確認します
0:02:59	による損傷防止が書かれた11号、
0:03:02	11条が審査対象になります。
0:03:05	また、関連して、東條、十四条、15条についても、
0:03:10	要求事項に適合することを確認するため、審査条文となります。
0:03:17	さらに1枚めくりまして、右下4ページをご覧ください。
0:03:22	基本設計方針の変更箇所を下線で示しております。
0:03:27	ポツ火災影響軽減の対策のかけか全部を読みます。
0:03:33	指導操作等に期待した上で、
0:03:36	原子炉安全停止に必要な機能を確保するための手段、
0:03:40	もう少なくとも一つ確保するために、
0:03:43	火災区域、区画内の、
0:03:46	火災の影響軽減対策や、
0:03:49	隣接する火災区域区画への火災の影響対策が、
0:03:53	必要な火災防護対象機器等に対して、以下の対策を講じます。
0:03:59	括弧工、火災防護対象機器等の系統分離対策。
0:04:05	中央制御盤及び、
0:04:08	原子炉格納容器内を除く。
0:04:10	火災防護対象機器等は、以下の意向も地区はどこ。
0:04:16	またはこれらと同等の系統分離に関わる設計である、過去のいずれかによって、
0:04:22	火災の影響軽減対策のための対策を講じます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:27	従来の工認では、移行と6を、だけの系統分離対策でしたが、今回箱を追加した形になっております。
0:04:36	表の中段から1、下は、以降6項の記載です。こちらは従来からの変更はございません。
0:04:43	さらに1ページめくっていただきまして、右下5ページの方をご覧ください。
0:04:48	追加された箱を赤字で記載しております。
0:04:53	箱、
0:04:57	過剰金に応じた対策による系統分離、
0:05:00	そして、
0:05:01	電線カトウの電路に敷設する。
0:05:05	課題防護対象ケーブルは、以下のカッコいい(口)及び、
0:05:10	(ハ)の対策によって、
0:05:12	互いに相違する系列間の系統分離を行う設計とする。
0:05:16	と記載しております。
0:05:18	加工をさらに(1)から(5)は、までの三つに分けております。
0:05:25	イからハの、
0:05:26	詳細については、次ページから図を交えて説明したいと思います。
0:05:31	1枚めくっていただきまして、
0:05:34	右下6ページをご覧ください。
0:05:37	左側が従来から工認で記載している以降6コウノ、
0:05:42	火災防護審査基準による系統分離対策。
0:05:46	右側が今回申請するはコウノ火災防護審査基準によらない、
0:05:52	火災原因に応じた対策による系統分離を示しております。
0:05:57	左側から説明します。
0:06:00	青の円が防護対象系列のケーブルを敷設した。
0:06:04	担当で
0:06:06	右、緑の円が、
0:06:08	遠いする系統の、
0:06:10	ケーブルを敷設した電線管等です。
0:06:13	こちらは、
0:06:15	備考に従い、3時間の耐火隔壁を設置するか、もしくは、録音に従い、1時間の耐火隔壁に加えて、
0:06:23	火災検知器とFAROの自動消火設備を設置すること。
0:06:28	で、火災基準、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:30	火災防護審査基準による系統分離対策を満足することになります。
0:06:36	右側を説明します。
0:06:38	緑と青の色分けは左と同じです。
0:06:43	こちらは、笠井元を電線管等、
0:06:46	硬いエコ、
0:06:48	固定化債権。
0:06:50	と持ち込みの可燃性物質に分けて、それぞれが濃いから(ハ)の異なる系統分離対策を行います。
0:06:58	右下の表についてはさらに詳細を次ページから説明していきたいと思えます。
0:07:03	1枚めくりまして、右下7ページをご覧ください。
0:07:09	括弧以降の相違する系列と分離について説明します。
0:07:14	電線カトウに敷設する火災防護対象ケーブルの火災による影響が、
0:07:20	相違する系列の
0:07:23	火災防護対象機器等に及ぶことを防ぐため、1時間の耐火、
0:07:33	図をご覧ください。
0:07:35	青と緑の電線管の色分けは、前のページと同じものです。
0:07:40	市アノように、二つの電線管の距離が500mm以上ある場合は、
0:07:46	電線管の交換の厚さである1.6mm以上の鉄板と、また500mmの
0:07:52	距離により、
0:07:55	1時間の耐火
0:07:59	BBCアノように、二つの電線管の距離が500mm未満の場合は、
0:08:04	電線管に1時間の耐火
0:08:07	を施工することとします。
0:08:10	さらに、Bどちらの場合でも、
0:08:13	難燃性ケーブルを使用するか、もしくは、電線管の両端に耐熱シールを行うことで、電線管内で発生した。
0:08:22	自己評価の
0:08:25	これらの1時間の耐火隔壁等、
0:08:28	能力によって、括弧1項では、系統分離対策を行います。
0:08:34	1枚めくりまして、右下8ページをご覧ください。
0:08:39	ここからは(6)固定化体現との分離について説明します。
0:08:45	固定化財源の方による影響が電線管等に敷設する。
0:08:51	防護対象系列の火災防護対象ケーブルを、
0:08:55	及ぶことを防ぐため、電線管等と、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:59	固定化債権の間を、
0:09:01	3 時間耐火は、
0:09:03	または、
0:09:04	時間対価
0:09:11	※2 に記載しております通り、
0:09:14	防護対象ケーブルが敷設された電線管から、
0:09:17	ぜひ 6 メーター以内。
0:09:19	の範囲にあるものが対象です。
0:09:25	では、次の方をご覧ください。
0:09:28	1 時間の耐火隔壁。
0:09:30	プラス自動化。
0:09:32	自動評価。
0:09:34	法令に、説明していきます。
0:09:38	この図の中では、感知器とハロンの自動消火設備が設置されている。
0:09:44	改革について書いておりました、
0:09:48	青線で示した電線管から水平 6 メーターの範囲に固定化際限があるかどうかを確認し、
0:09:54	いやしのように、
0:09:57	固定化債権が油内包機器の場合は、電線管等に時間の耐火隔壁を施します。
0:10:05	BDBA 足のように、
0:10:08	コピー火災原因やケーブルトレイ、
0:10:12	固定化債権がケーブルトレイや電気盤の場合は、
0:10:15	固定化債権側の鉄板と 500mm 以上の離隔距離によって、1 時間耐火、
0:10:22	能力があると判断します。
0:10:26	電気盤の決算については、
0:10:30	※3 の通り、
0:10:33	電線管側の、
0:10:34	玄関に近い方の面、
0:10:37	2 階高や指示計がある場合は、
0:10:39	こちらは鉄板とみなすことはできません。
0:10:44	1 枚めぐりまして右下 9 ページをご覧ください。
0:10:49	では、どれが固定化再議になり得るかといいますと、
0:10:53	区域区画内の可燃性物質、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:57	を抽出しまして、ケーブルに対して影響を与えないものについては除外しております。
0:11:03	色付けしている。
0:11:05	油内包機器。
0:11:06	ケーブルトレイ、
0:11:08	440V以上の電気盤。
0:11:11	フェータル伊賀笠井某すいません。
0:11:14	固定化債権の対象です。
0:11:19	発熱量が小さく、金属筐体に思われていて、
0:11:23	火災の影響が限定される、440V未満の電気盤や、
0:11:28	エンドウ弁等は、対象から除外しております。
0:11:32	なお、440ゴトウ以上の電気盤についても、
0:11:36	過去の燃焼試験で、
0:11:39	やはり課題が限定されるというのは確認しておりますが、
0:11:43	パークによる損傷等を考慮して、
0:11:51	1枚めくりまして、右下10ページの方をご覧ください。
0:11:55	具体例として川内1号機の平面図を載せております。
0:12:00	左側が平面図右側が拡大図です。
0:12:04	拡大図の中で、縦に走っている青い線が電線管です。
0:12:09	固定化債権はピンクの四角で示しております、
0:12:13	それから6メートルの範囲のものを、赤い破線で示しております。
0:12:19	このエリアは、前期の
0:12:23	ハロン自動消火設備が設置されておりますので、
0:12:26	6メートルの範囲内の電線管に1時間の耐火隔壁を施工することになります。
0:12:35	次のページ右下11ページをご覧ください。
0:12:40	続いて(ハ)コウノ持込可燃性物質の分類について説明していきます。
0:12:47	破口は運用上の
0:12:51	対策です。
0:12:57	課題防護対象ケーブルが敷設された電線管から水平6メートルの範囲には、
0:13:02	日原子炉容器に燃料が装荷されている期間中、原則、
0:13:07	可燃物を保管しません。
0:13:09	また、原子炉の安全確保等に必要な、
0:13:13	資機材を、資機材以外を持ち込まない運用とします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:17	左側に平面図右側に視野を示しております。
0:13:22	イシイアノ下側に記載している通り、6メートルの範囲に手順書等の可燃物を持ち込む場合は、
0:13:29	作業者が可燃物を監視しますので、
0:13:32	仮に火災が発生した場合も、早期に消火が可能と判断しております。
0:13:38	なお※5に記載の通り、
0:13:41	自動消火がない杭規格では、水平6メートルではない。
0:13:47	河西。
0:13:48	区域
0:13:48	全域が、補完不可のエリアとなります。
0:13:56	1枚めくりまして右下12ページをご覧ください。
0:14:00	具体例を、
0:14:02	仙台1号の平面図で示しております。
0:14:06	右側の拡大図の通り、青線の電線管から6メートルの範囲
0:14:11	のファイルのエリアが、
0:14:13	可燃物の保管を行う範囲になっております。
0:14:18	すいません。
0:14:19	保管禁止のエリアとなっております。
0:14:22	失礼しました。
0:14:25	2ページからは本機器、
0:14:27	農地性に関する事業でして、こちらから、
0:14:30	スピーカーを変えさせていただきます。
0:14:34	九州電力原子力発電グループの植村でございます。ここからは原子炉施設保安規定変更認可申請の概要につきましてご説明をさせていただきます。
0:14:44	13ページをお願いいたします。
0:14:46	今回保安規定の申請につきましては、2点大きな変更点がございまして、可燃物の持ち込み管理方法の見直し、それから教育の追加となっております。
0:14:57	本規定におきましては、第17条、火災発生時の体制の整備というところに規定してございまして、下の各四角に示します、現行の保安規定、
0:15:08	第17条、ちょっと見にくいかもしれませんが、太字の部分ですね、現行の保安規定、
0:15:15	におきまして先ほど基本設計方針で申し上げてます通り、6メートル範囲内に可燃物を持ち込まない運用等を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:25	社内規定文書等に管理する。
0:15:28	記載を見直すように定めております。
0:15:31	1 ページめくっていただきまして 14 ページでございます。実際に変更する箇所としましては、17 条に関連しまして、添付の 2、
0:15:42	火災、内部溢水、火山、それから自然災害、有毒ガス、
0:15:47	火山活動のモニタリング等にかかる実施基準という項目がございまして、その中の火災に関する部分について変更させていただいております。
0:15:58	四角の中で囲んでおります 1 ポツ、5、
0:16:03	火災における手順書の整備でございますが、かつこいいとしまして、先ほどからご説明の記載、基本設計方針における 6 メートルの範囲の
0:16:15	可燃物を原則持ち込まない運用、それから燃料が装荷されている期間は
0:16:21	安全確保等に必要な資機材の、
0:16:24	の可燃性物質へ持ち込まない管理を実施する等の記載をさせていただいております。
0:16:30	15 ページになります。こちらは可燃物の持ち込み管理についての教育訓練の追加。
0:16:37	でございます。下の、
0:16:40	申請内容、赤字で書いてます通り、安全機能を有する。
0:16:45	構築物、系統及び機能。
0:16:48	機能を火災から防護することを目的とした、可燃物の持ち込み管理についての教育訓練というものを追加してございます。
0:16:57	続きまして 16 ページでございます。
0:17:00	火災防護のうち電線がケーブルの系統分離対策の適用開始日についてでございます。
0:17:09	保安規定につきましては、認可から 10 日以内を
0:17:15	施行日として、社内で決定いたしますが、
0:17:21	適用開始日としましては、火災防護のうち電線管、
0:17:26	内のケーブル、系統分離対策工事の小舞家腫瘍前事業者検査終了日以降に適用することを考えてございます。
0:17:35	(4)としましては火災の早期感知及び早期消火に係る運用としましては、現状の保安規定に記載の通り、変更はございません。
0:17:46	スケジュール、次のページ 17 ページでスケジュールでございますが、5 月 31 日に申請いたしまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:58	今年中旬、
0:18:01	頃を認可希望として記載させていただいてございます。本規程に、
0:18:07	についての説明は以上となります。
0:18:23	ません改めまして給電設備グループハラから、最後の本
0:18:28	本工事に係るスケジュールについて、改めて説明させていただきます。
0:18:32	こちら、5月31日に申請をしております、これから審査を進めていただき、工事を受けるまでの、すいません
0:18:42	認可を受けるまでの間は、既工認の基本設計方針、イ項6項に基づく工事を進めていきます。
0:18:50	認可をいただいてからは、
0:18:53	箱に基づく工事を行い、
0:18:55	2024年、
0:18:57	6月末ごろをめどに完了したいと考えております。
0:19:01	パワーポイントについて
0:19:09	はい。衛藤規制庁ニシウチです。
0:19:11	江藤規制庁側から確認を進めていきたいと思いますが、衛藤とりあえず私の方から投資で進めようかなと思うので、関連する事項で何か差し込みたい案件があれば適時おっしゃってください。
0:19:26	まずう。
0:19:33	間に2ページ目から順番に行きますけど、うん。
0:19:42	あれですね2ページというか全般にわたる話なんですけど、
0:19:48	2ページで書くのか、
0:19:51	5ページ以降6ページとか、6ページとかなのか名で書くのかなんですけど、要は今回追加する理由ですよ。
0:20:01	そもそもこの今回、
0:20:03	基本設計方針の把握をとして、ちょっと言い方が、言葉のチョイスが適切じゃないかもしれないですけど、わざわざ新しい系統分離対策を、同等水準として取り入れようとする目的。
0:20:18	理由っていうのが、本件規制委員会の方でも検査側の指摘事項つき事項というか気づき事項という形で、上がってそれなりに我々としても把握をしてるところですけどもしっかりそこからまず説明をいただくというところをまずお願いしたいんですけど。
0:20:33	よろしいですか。
0:20:40	一応、今日聞ける範囲ですけど、基本的には現場の状態を、いわゆる、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:48	火災防護審査基準通りもともとやるって言った部分が、すごいできていなかったという現場実態があって、
0:20:55	それを火災防護審査基準通りの状態に、もともとやろうとしてた。
0:21:02	形にしようと思うとそれなりに工事期間を要するので、現場自体に応じた対策っていうのを取り入れながらまずは現場をそれなりの設計のレベルまで回復させるというか上げる。
0:21:13	ということを目的にしているっていう理解ですけど。
0:21:16	今の認識でよければっていう話ですけど、ちょっと認識そこがありそうでしたらちょっと今日の時点で話をして欲しいってなさそうでもまず設備、資料にしっかり充実をいただければと思うんですけど。
0:21:28	はい。九州電力の後藤ですご認識間違いありません。当社としても同じ認識を持って対策を進めておりますので資料に反映させていた。
0:21:36	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。で、あと2ページでいうと、米印の部分ですかね一番下の、
0:21:48	今日初回能を、事実確認なので、今後ちょっと具体的なものってこれお願いなるんですけど、
0:21:57	図面とかホンセイ的なものでもいいのでちょっと具体的にいわゆる申請範囲っていう意味合いではちょっとまず明確にしておきたいなと思っていて、特にプルボックス丹シバ古藤っていうところに何が入るのかっていうところも含めてですね、ちょっとこの部分は明確にしておきたいなと思ってます。
0:22:14	ちょっと本郷ですけどそういった資料をまず充実いただいてもいいですかね。
0:22:20	コイケン中で、
0:22:33	はい。
0:22:34	にこの
0:22:35	で何が入るんですかね。
0:22:38	九州出てくることです等、今、
0:22:42	イトウに入るものは、当社としてはなく、今挙げてるプルボックス探知箱とカトウ電線管更生電線管ですべて網羅できてるっていう認識ではございますが、
0:22:53	固定化債権なりの議論が進んでいく中で、対象の電線管が、
0:23:01	植えることはないか。
0:23:06	設計
0:23:07	を入れて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:10	こともあろうかと思っている
0:23:14	はい。規制庁西内です。
0:23:18	もう、
0:23:22	いわゆる 5 ページ以降で基本設計方針書いていて、今までって別に火災防護対象機器等についてはこういうふうにやりますっていう形しか書いてなかったですね。
0:23:32	今回相手というか電線管等に施設敷設するっていうところの、限定をかけてる多分意味合いがあるのかなと思っています、
0:23:42	その意味合いが今の話等が入っても成立するのかわかっていうところがちょっと確認をしたい趣旨なので、
0:23:51	ちょっとそれはあれですかね今後の 5 ページ目以降の話に関連するのかもしれないですけど少なくとも現状は等も含めた形で考えてはいるっていうのが現状っていうことですかね。
0:24:05	はい。九州電力の後藤です今、一井さんもおっしゃられたところろうで、
0:24:10	こそ遅れながら気づいたんですけども確かにここで等が入っていることによって、後段の設計が成り立つのか成り立たないのかわかっていうところに影響する可能性がございますので、
0:24:21	ここについては当社としてきちんとアノ等を入れるのか入れないのか、入れるなら等は何かわかっていうところも含めてご説明できるように補足を充実させて、
0:24:30	規制庁ニシウチですそうですねちょっと 5 ページ目以降の具体的な内容等合わせての確認は最後になると思うんですけど、ちょっとまずは明確にしてもらっていうところを今後確認を引き続き進めていければなと思いますというのがとりあえず現時点の話かなと思います。
0:24:46	よろしいですかね。はい。
0:24:48	はい。
0:24:51	このページはそれくらいしか情報量がないかなと思うので次 3 ページ目ですけど、
0:25:06	まあ、3 ページ目も、基本。ふうん。
0:25:12	現段階で何かわかっていうものは多分ないかな。
0:25:17	ちょっと十四条あたりの話はどう絡んでくるかわかっていうのはちょっと一応設計方針一通り確認した後で最後また確認させていただくかもしれないです。
0:25:28	続けて 4 ページ名ですけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:33	4 ページ目は、ちょっと私がちゃんと把握できてなかったんですけど一応申請書をさっと読んだつもりだったんですけど 4 ページ目の、
0:25:43	一番最初の行のaポツの 3 段落目、
0:25:50	これは、
0:25:52	んな、何を変えたいっていう意図なんでしたっけ。
0:25:56	こちらですね当社として設計が変わってるものではないんですけども、これまでの
0:26:02	当社
0:26:04	の意図が伝わりず
0:26:07	原子炉規制
0:26:11	検査官の方々と議論する中でちょっと当社の気づきになったところがございますが、分離すべき対象っていうのを、どういうふうにうちが考えているのかっていうのが明確になるようにちょっと文章を修正させていただいた。
0:26:33	はい。
0:26:37	規制庁西内です。
0:26:41	この変更前の情報で、
0:26:45	何がどう不明確かっていう、ちょっと個人的な疑問もあるんですけど、
0:26:51	いや、何か、その前の 2 段落と合わせて読めば、うん、読めるのかなという気はしますが、あくまで明確化の目的であって、何かを変える意図ではないヤノ。
0:27:02	手動操作に期待をした上でっていう話も前段に入ってますし、
0:27:07	あまり文章のテスト的にはそこまで変わらないかなって印象はしますがちょっとそこら辺の趣旨をもう少し明確にしたものであって、内容を変えるものではないっていうことですかね。
0:27:21	変えるものではございませんので
0:27:28	ない旨が伝わるように、
0:27:33	はい。規制庁西内です。そうですね。なんかちょっと内容が変わっているような印象も受けるのでちょっとそこら辺の趣旨書いてる趣旨はちょっと明確にしておいていただければと思います。
0:27:45	はい。九州電力ゴトウ
0:27:49	んで、
0:27:56	うん。
0:28:06	以下の、
0:28:09	括弧Aの部分ですかねその次の下線部ですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:13	以下の
0:28:16	3 時間か。
0:28:17	同 1 時間プラス感知自動消火か、もしくは、これらと同等。
0:28:24	水準の設計のはどれかでやりますよってという説明ですよね。だからろうはいうなれば
0:28:33	イロハがすべて同じ水準の対策になるので、どれでも選択可能な基本設計方針っていう意味合いになってるって理解でよかったですでしょうか。
0:28:48	はい。規制庁ニシウチですわかりますと、ちょっと具体名の色と同等かって話はちょっと今後の遂行のページでまた確認させていただきます。
0:28:59	ずっと 5 ページ目。
0:29:01	具体的な内容を、
0:29:08	西井さんすいませんちょっとよろしいでしょうか。はい。
0:29:12	葛西高橋です 4 ページ先ほどの、
0:29:16	イトウ炉とはの、笠井さんのタカハシですが先ほどの 4 ページのイトロとハの選択肢の中で、
0:29:23	もしくはという言葉と、またはという言葉が使われてるんですが、
0:29:29	こちら全部同等なものというふうに先ほど聞いているの。
0:29:35	という、同じ
0:29:37	でも選択肢がある中で、もしくはとまたを使うと、法令上の条文なんかでは、またはの方が大きいグループ、もしくはの方がちょっと小さいみたいな使い分けとかされるんですけども、
0:29:50	そういった意図はないということでもよろしいんですよね。
0:29:54	九州電力の後藤です。そうですね。
0:29:59	三つのとろと芳賀すべて同じ水準だということは先ほどお話しした通りでございます。ただ、一方でイトロについては、火災防護審査基準に基づく設計として当社記載しておりますで、
0:30:14	一方で箱の方に関しましては、それとは違う技術基準の解釈の頭がキーを踏まえて設計したものになってございます。で、
0:30:25	そういったちょっと設計のプロセスの違いがございましたので、イトロとこのをまず一つ、小さなくくりとしてもしくはでつなげて、さらに大きな括りとして、またはではをつなげた文章を記載しております。
0:30:39	以上です。
0:30:46	相川先生、タカハシですわかりました。
0:30:55	あ、はい、規制庁西内です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:00	そうですね。衛藤、あれですよ。または大きい接続で、松倉が小さい接続ですよ。
0:31:07	安宅タカハシさん、荒田さん。
0:31:10	そうですね赤瀬町のタカハシ説法令の条文だと、またはの方に、大きい方が
0:31:18	きて、ちょっと1個レベルが下がった方でもしくはで繋がるような感じなので、
0:31:24	道道レベル。
0:31:26	だって言いたいなら私としては、点々またはで全部つなげた方がいいかなと思ったんですが、全部同じ人で、
0:31:34	レベルで使ってますというような説明は今受けたのでは、それは理解しました。
0:31:39	規制庁西内です。そうですね確かに
0:31:43	確か多分井戸同糸賀いわゆる火災防護審査指針、基準グループで、
0:31:48	羽賀、それと同等でっていう、多分その使い分けの意図もあつたのかなって気がしますけど、確かにこれだとあれですね、イトロが何かセットのような何か印象も受けるのでそこら辺は少し適正化の範疇かもしれないので今後よく検討いただいてっていうところかもしれないですね。
0:32:02	はい。九州電力ゴトウで今のご指摘、
0:32:06	いただいた意見を踏まえまして当社の中で記載を今後検討させていただきたいと思います。
0:32:15	現時点では設計の意図としてイトロとハが倣うものっていうところで事実関係は理解をできましたので、
0:32:22	ちょっと続けて5ページ目ですけど、
0:32:26	うん。ちょっと5ページ目は、ちょっと6ページ目以降とちょっとあわせて確認をしていきたいなあと思っていて、
0:32:37	6ページ名にちょっといきながらですけど、
0:32:42	ちょっと最初冒頭でも言った通り、この従来からの設計ができない理由、できないというかこの箱を追加する理由は
0:32:50	6ページ目とかで説明をいただいた方が多分わかりやすいのかなって気もするので、どこで説明するかおまかせしますけどちょっと明確にしておいてくださいというところがまずスタートとしてあって、
0:33:06	多分その、
0:33:10	その理由に繋がると思うんですけど。
0:33:14	何で葛西元ごとに分ける。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:17	葛西元ごとに対策を、
0:33:20	する。
0:33:21	ていう設計を適用しようと思ったのかっていうところをちょっとお聞きしたいんですけど。
0:33:30	はい。九州電力の五島です。まず設計、今回、今回のこちらの右側に示し、6 ページ右側に示しております設計を追加した経緯、
0:33:43	に関しまして、今後補足に入れますけれども、
0:33:47	火災防護審査基準に基づいた炉の設計によって、火災防護対象ケーブルを敷設する電線管等についてすべて、耐火材等によって系統分離対策を施すことが、
0:33:57	最終的にあるべき、なしえたい姿かなとは思っておりますが、やはりあの形まで施工が完了するには、ある程度時間を要する。
0:34:09	ため、その施工料について、一部、運用を交えることで、軽減できないかというところで今回はコウノ、
0:34:19	設計を加えております。で、とはこの設計の中で今両括弧のイロハとありますけれども、この持ち込みの可燃性物質に対する対策、こちらの持ち込み可燃性物質が火災を起こした時の、
0:34:32	対策として、耐火材による対策ではなく、物を持ち込まないであったり、持ち込む場合はきちんと監視をして、感知消火をするっていうふうな対策を施すことで、
0:34:45	この固定化債権以外の範囲における火災っていうものの軽減を実施することで、耐火電線管等に対する耐火材の施工量というのを、まずは一時的に減らしたいなということではコウノ設計を加えており、
0:35:00	以上になります。
0:35:05	はい。
0:35:08	本来的に本来的にというか従来からの設計の方でいうと、ちょっとあれですね従来からの設計の方も、
0:35:17	これ基本系統分離だから、複数系統が
0:35:22	ルール上での話なので、ちょっと他アンケートじゃなくて複数系統表現して同系統分離されてるかっていうちょっと表現をいただきたいなと思うんですけど。
0:35:32	これっていや違うからこれできるとかそういうそういうとか、
0:35:36	ごめんな、いい子が左っかわで動向が右っかだと思えます。そうかそうかそういうことか。わかりました。ちょっと待ってくださいね。
0:35:50	わかりましたわかりました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:56	うん。
0:36:01	ちょっとあれですね、ちょっとまず上の話かもしれないんですけど、
0:36:09	やっぱり
0:36:12	従来からの設計と、右側の設計で、
0:36:15	地域違いがわかりづらいってところですかね。いや、左側の設計で、従来の設計で、
0:36:23	青井電線管等メディアで成果があって継続できてますって話ですよ。
0:36:33	ちょっと待ってくださいね。
0:36:34	違う。
0:36:35	どう
0:36:41	まずこれができないのはなぜかっていうところですよ。
0:36:48	そこから充実ってことなのかもしれないんですけど、感知自動消火のほうができないから、
0:36:55	まずこの通りはできてなくて、
0:36:58	そうしたときに固定元に応じて分割して考えれば、感知消火はちょっと分けてパート、パートを分けて考えられるとか、そういうことなんですかねちょっと
0:37:09	なんか、今の左側で、
0:37:12	の通りにできない。
0:37:14	部分ってかどこなのかっていう今の説明だけだとナカハラだけっていうことなんであれば、泥を何かわざわざ分ける必要性がどこまであるんだろうなっていうところも含めてなんですかね。
0:37:29	意図を使い分ける理由は消化の違いっていうところなのかもしれないですけど、ちょっとそこら辺の意味合いをもう少しわかるようにっていうところですかね。
0:37:39	図の補足を。
0:37:42	九州電力の後藤です。
0:37:44	今回固定の火災元常設のものの火災っていうのと、持ち込みの火災っていうのを、この二つを抑えろ、両括弧の口とハによって、
0:37:56	影響を軽減することで、まず、防護主体電線管の中のケーブルっていうのは守られると。
0:38:03	で、それらが、
0:38:06	それらをケアした後に、じゃあそれ自体が燃えたときに、相違する系列に影響を及ぼすとこれはまた意味がないので、そういったところで

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:15	青い電線管の中での火災っていうのを考慮して、他への影響がないっていうのを、確認したのが両括弧になって、
0:38:23	三つ。
0:38:24	五稜郭胃瘻羽賀アノ達成されることによって、これ青い電線管の中のケーブルが受ける影響もないし、火災が起きても大丈夫だっていうことが言えますので、
0:38:35	これが結果、結果として甲田富井左側に示す以降、ゴコウっていうところと同等の水準だというふうに当社考えて、ちょっといろはを並べて書くことでそれが、
0:38:47	ちょっと見やすくなるかなというふうに考えたではあったんですけども、
0:39:00	そうですね。
0:39:07	ちょっと待って
0:40:03	規制庁ニシウチです。
0:40:08	等、
0:40:24	ます。
0:40:26	そうですね。
0:40:28	ちょっと若干繰り返しになっちゃいますけど、
0:40:32	多分従来からの設計じゃなくて今回は法を追加する理由があって、その追加する理由、その総期間
0:40:42	早期に現場を回復させる現場の状態のレベルを上げるっていうことをするためには、結局従来からの設計で今現状できてない。
0:40:51	部分のその背景があるわけですよ。
0:40:53	だからそういったところに対して、こういう設計を適用するんだっていうところが、
0:40:59	もうちょっとその間を多分埋めてもらえば、多分少し理由も明確になっていくのかなっていうところですかね。
0:41:07	ちょっとその考え方をもう少しっていうところですかね。
0:41:11	はい。九州電力の後藤です。
0:41:13	あと移行露光ではなく箱を今回選択したい理由っていうのを、=工場、
0:41:25	流れに沿って、
0:41:30	はい、ファーム規制庁ニシウチですうん。
0:41:34	このかさ上げに応じた設計っていうところは一応先行の審査実績とかも、十分検討された上で記載されてるのかなという印象を受けるので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:42	ちょっとそこら辺の背景を九州電力としてどう考えているのかというところをしっかりと充実いただくっていうところをまずお願いをできればと思います。
0:41:51	その上でこの具体でアベも、もう少しこのページ最初に言ってた方がいいのかな。防護対象系列っていうワードなんですけど、
0:41:59	このワード自体がどういう意味合いで使ってるかっていうところですかね。ちょっと多分これ以降ではあまり具体的な説明がなさそうだったのでちょっとここで聞いておいた方がいいかなと思ったんですけど。
0:42:13	はい、九州電力の後藤です。
0:42:16	防護対象系列なんですけどもちょっと5ページの方に戻っていただきまして、
0:42:25	これは今回追加する基本設計方針を示してございます。その中の括弧の両括弧の、の3行目を見ていただきたいんですけども、
0:42:36	この中で互いに相違する系列のいずれか一方というところに防護対象系列というふうなことで記載してございまして耐火材をまきに行く系列のことを僕対象系列というふうに当社っております。
0:42:49	で、この牧にゴトウというのは、4ページに移りまして、先ほど少し議論がありますけれども下線を引いている、両括弧Aよりも上の、
0:43:01	ポツの中の一番下の三行、
0:43:04	こちらの中で、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための手段を少なくとも一つ確保すると。
0:43:10	その中で、必要なものについては耐火の対策を講じるとしておりますんで、その少なくとも手段を一つ確保するために必要な系列というのが、今の防護対象系列をさせているものになってる。
0:43:27	はい。規制庁西内です。
0:43:32	と、
0:43:33	終わりました。
0:43:35	そこら辺のちょっと考え方っていうところをもう少しちょっと明確にさせていただくっていうところがまず最初のステップとしてお願いしてもいいですか。
0:43:47	はい九州電力の後藤です防護対象系列について意味合いだったりっていうところを
0:43:53	明確になるように資料を充実させていただいた上で説明させていただきたいと思います。
0:43:59	はい。規制庁西内です。そうですねで、今記載上妥当、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:07	いくなればいずれか一方やりますよってという考えはさっきの説明で、基本設計方針にも書いてあることは理解できたんですけど、
0:44:16	一方でいずれか一方の選び方っていうところがどういう考えなのかっていうところは少なくとも今文章上表現されてなさそうなのでちょっとまずやろうとしてることっていうのはしっかり、
0:44:27	資料上で表現していただくというところをお願いできればと思います。
0:44:33	九州電力の後藤ですいずれか 1 本の選び方っていうところから含めて、防護対象系列と合わせて御説明で、
0:44:43	規制庁西内ですよろしくお願いします。で、すいません最初に言えばよかったですね。一応ヒアリングの最後に、お互い一応ヒアリングでやりとりした内容が共通認識取れてるか確認だけ一応最後に振り返りの 2 させていただきたいなと思っているので、
0:44:57	よければ九州電力側から最後に、今日やりとりして今後資料充実するか、今後説明する内容こういう項目ですっていうところの認識合わせだけちょっとできればなと思うのでよければちょっとご準備いただければと。
0:45:10	ちょっとあまりヒアリングで言った言わないっていうようなところになっても多分お互い時間の無駄だと思いますのでちょっと効率的に進める観点でもそういうところご協力いただければなと思います。
0:45:21	続けてすいません。
0:45:26	具体的な各項の確認に行きたいんですけど 7 ページ目からですかね。
0:45:33	藤。
0:45:35	7 ページ目この 1 時間耐火隔壁っていうところは、
0:45:42	これは
0:45:46	多分あれですかね。
0:45:48	基本的にはこのやつとBBSって多分 2 パターン書いてると思うんですけど、今日この 2 パターン能隔壁っていうものを使用しようとしている。
0:45:59	九州電力の後藤ですご認識の通りでございます。
0:46:02	2 パターンを加える。
0:46:05	規制庁西内です。
0:46:08	で、
0:46:09	ちょっと
0:46:11	隔壁とし、
0:46:14	て、
0:46:18	爆撃として、1.6mm以上の鉄板＋離隔 500 ミリ以上、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:27	ていうところが隔壁として機能するよっていう説明はどこかでいただいていたんですけど。
0:46:34	すいません。今回のパワーポイント上はちょっと押し目Cはしてないんですけども一応
0:46:39	添付
0:46:43	チラーの鉄板プラス、
0:46:51	はい。規制庁ニシウチです。衛藤。
0:46:54	ちょっとそこら辺が、この資料上だけだとちょっとわかりづらくて、そういったところもちょっと充実いただくってことなのかもしれないですね要は、1時間耐火隔壁と3時間耐火隔壁としてどういうものをしようとしているのか、要は、
0:47:06	それがいわゆる今まで火災防護審査基準に基づく設計として功労高に基づく設計やったと思うんですけど、それと同じものなのか、違うものをさ、新しいものを採用するのかというところで、
0:47:18	要は、
0:47:20	新しいものが採用されるのであれば、当然そこもしっかり確認をなきゃいけないと思ってますしそういう観点で何を採用しようと思ってるのかっていうのを明確にしていただければと思うんですけど。
0:47:29	はい九州電力の後藤です。耐火隔壁の種類ごとに、どういったところで用いるのか、それは従前使ってきた設計か否かっていうところを表に発表、野瀬資料にまとめてご説明できるようにいたします。
0:47:43	はい。規制庁西内ですそうですね。そうしないとこの7ページの右上の1.6以上+離隔500ミリっていうところが、
0:47:53	これ何の意味があるのっていうのがよくわかりづらいので、スタートでもそこから説明いただいた方が流れとしては理解しやすいのかなと思いますちょっととりあえず1時間隔壁としてこれ記載してるというところは説明理解をしたので、
0:48:05	ちょっとまた資料充実いただいて添付資料とか今後出てくる補足もあわせて、
0:48:09	確認していきたいと思います。
0:48:12	で、
0:48:13	隔壁はだからそういったところ、
0:48:20	等、
0:48:24	自己消火の方に関しては、難燃ケーブルの採用か。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:30	もしくは耐熱シールの措置ってところが自己消火ってところの設計だと思うんですけど。
0:48:35	ここで言ってる難燃ケーブルの採用ってというのは、アイトリプレーの規格に基づく燃焼試験ですかね、をやった難燃ケーブルってそういう意味合いですかね。はい。九州電力の後藤ですご認識の通りでござい。
0:48:47	わかりましたから自己消火性を、いわゆる規格に基づく試験で確認できているのでってそういう理解ですか。
0:48:53	はい。九州電力後藤です。ご認識。
0:48:55	それであと両端に耐熱シールを措置することによって電線関連、
0:49:00	内でどう自己消火するのかっていうその話は、
0:49:05	これはいわゆる既工認とか発生防止対策としてやっている大変強いものそちらの話を系統分離対策としても、適用しようと思っていてその観点で設計をしようとしているってそういう理解でいいんですけど。
0:49:17	九州電力の後藤ですご認識の通りでございまして先ほど挙げた難燃ケーブルの採用であったり、両端に耐熱終了して、電線管等の中のケーブルがジコショ
0:49:27	令和の発生防止の方で、従来設計していた内容を、今回系統分離の中でも、
0:49:33	作業がその設計について系統分離の中でも期待しようというふうなものになってございますので、今このパワーポイントだけだとそういったところが見えなくなってしまうので、ちょっと添付資料の方には書いてるんですけども、補足的な意味合いの注記をちょっとこちらのパワーポイントにも示したいと思います。
0:49:50	はい。規制庁西内です。
0:49:53	そうですね。浅井齊藤です。ちょっとこの部分ちょっと聞いていいですかね。火災対策室の齋藤です。
0:50:04	難燃ケーブルの採用がなぜ事故小カーの話と結びついているのかについてちょっとご説明いただいてもいいですか。
0:50:14	はい。九州電力の五島です。難燃ケーブルの難燃ケーブルとして、発生防止の中で採用するにあたって、
0:50:24	アイトリップ類等の規格の中で、自己消火性と延焼性というところを確認して、採用、難燃難燃ケーブルか否かを判断して衛藤ケーブルを採用しております。その中の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:36	自己消火性というところにおいて、一定程度の長さ以内で自己消火することが確認できておりますので、その試験結果に基づいて自己消火性があるというふうに今回判断してございます。
0:50:49	以上です。
0:50:51	火災対策室のサイド、それはちょっと話がおかしいですよ。もともと発生防止のレイヤーってこと難燃ケーブルを採用していただきって話があって、それに付け加えて別のレイヤーとして感知消火をしていただきって話だと思ってるんですよ。もともと火災防護
0:51:11	審査基準としては、そうすると、何でケーブルを使ってる場合は、ちょっとこの先の話でいくと、(ロ)の1時間耐火隔壁等、
0:51:22	感知消火のところを満たしてるっていうことで、そっちで処理する話じゃないんですか。
0:51:29	何でこっちの(イ)の方に入れるんですか。
0:51:33	はい。九州電力の後藤です。えっとですね。
0:51:38	6ページのすいません。ちょっと資料変わって恐縮なんですけども6ページの方をちょっと5か。
0:51:43	ご覧いただきたいんですけども、今回、
0:51:47	追加した大きいアノ箱というもののの中に今回塗料我々両括弧のイロハというふうな三つ分けて記載してございます。その中で、江藤両括弧の、は
0:51:58	防護対象を防護しようとしている青野電線管から、他の火災防護対象機器等に影響が及ばないってことを言っております。その中で、江藤では、系統分離として考えるべきものとして隔壁っていうところと、
0:52:12	3時間3時間でなければ感知消火っていうところがございまして、で、隔壁については先ほど6ページ7ページで見ていただいてやシビア紙に書いていたようなところで、
0:52:22	加えて感知消火というふうにご検討されているのかというところで、電線管のケーブルが自己消火電線管内のケーブルが自己消火するっていうふうな設計をもって、これが感知消火だと考えておまして、これらの隔壁プラス感知消火っていうところで、
0:52:37	系統分離として成り立っているというふうに当社今現状は考えておりません。
0:52:44	以上です。で、衛藤加えまして良寛航路の方に関しましては、固定化債権から防護対象の電線管内のケーブルへの影響の防止っていうのを考えてございましてこちらは先ほど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:56	齋藤室長がおっしゃられました通り、火災感知器、火災感知設備と、前期ハロン自動消火設備によって、感知消火というところの、要求と申しますかその水準を達成しているものと当社は考えております。以上です。
0:53:12	火災対策室の齋藤です。
0:53:15	だからそこがよくわからないんですよ。
0:53:19	私が持っていきたいことはですね、7ページの真ん中のところを書いてある、両端に耐熱シールを措置した電線管っていうのはこれはあくまでも規則償還を、
0:53:32	することそれで自己消火をさせるっていうことでだから感知消火はやらなくてもいいですよって話になってるはずなんですよね。難燃ケーブルは、ある一定の条件では、延焼性とか自己消火性を持つことになったんですけれども、過電流値続ければ当然本続けるわけで、
0:53:51	話になってるはずだと条件をしてるわけですよ。
0:53:55	そういうので、だから発生防止のところ、難燃ケーブルを使用することっていうふうに書いてあってまたそれとは別に感知消火を求めていると。
0:54:05	いうことになってんですよ。だから系統分離についてもその考えを維持しなければ、説明に、と同等性を説明することにはならないと思うんですよ。
0:54:15	というようなことを踏まえて考えるとなぜ難燃ケーブル売って、
0:54:19	ところ、何でケーブル
0:54:21	なしで結局は、感知消火等、セットになっているから成り立つんじゃないのかなと。
0:54:28	思ったんですけども、そうではないというのが九州電力の主張ということになるんですかね。
0:54:35	はい。九州電力の後藤です現状と当社が申請をさせていただいて今回パワーポイントでご説明してる内容は、
0:54:47	感知火災感知設備であったり、ハロン自動消火設備っていうところとは切り離れた上で、難燃ケーブルだったり、耐熱シールの
0:54:59	自己消火っていうところに期待して、感知消火を達成するものというふうな資料であったりご説明をさせていただいているところではございますが、
0:55:11	今しがたの齋藤市長からいただいたお話も踏まえて、もう一度ちょっと、我々の中で少し頭を整理させていただいて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:20	でもよろしいですかちょっと、現状の説明は
0:55:25	今、シバタご説明した通りではございますがちょっとそれが本当に正しいのかっていう。
0:55:30	の、当社内でもう一度確認させていただきたいと思います。
0:55:35	以上です。
0:55:38	葛西。はい。火災対策室のサイトウ
0:55:41	です。
0:55:43	赤間。
0:55:44	関越シールを処置した電線、この場合多分電線管だけになると思うんですけれども、これについての、その自己消火の原理っていうものと、
0:55:55	それから難燃ケーブルがどのように消化されるかっていう話についてそれぞれ分けてですね、ご説明をいただきたいと思うんですけれども、それでよろしいですか。
0:56:08	はい。九州電力の五藤です。両端に耐熱シールを施すことによる自己消火の原理というのと、難燃ケーブルを採用することによるその自己消火、
0:56:18	までの話っていうのをそれぞれ分けてご説明するようにいたします。以上です。
0:56:26	はい。火災対策室の齋藤ですよろしくお願ひいたします。あともう1点なんですけれども、7ページのところにある、電線管等って書いてある。
0:56:38	ところなんですけれども、先ほど2ページのところでちょっとお話がありました。電線管等の定義でいった場合に、
0:56:48	ここで言う電線管等々、電線管等で立派なペーパーカトウ電線管とかブルボックスとか、端子箱とかそうしたものについてもこの
0:57:00	考え方を適用するということになるんですかね。
0:57:04	はい。九州電力の後藤ですご認識の通りでございます。
0:57:14	か。
0:57:15	カトウ電線管とかもその両端に耐熱シールを処置したものと、いうようなイメージで、
0:57:22	いいんですかちょっと
0:57:24	になるんで、
0:57:26	はい。九州電力の後藤です。衛藤カトウ。
0:57:31	えっとですね、耐熱シールを処置した電線管は発生防止の方で非難燃ケーブルをどうしても使わなければならない形ブルー案日数の配管とかですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:42	そういったところろのケーブルに限って、こういった処置によって難燃性と同等だというふうなご説明をしております、ちょっと日数等のそういった耐熱処理場、施した配管の中にアノカトウ電線管が含まれていたかどうかをちょっと、
0:57:57	今現状ちょっと私の方で把握ができておりませんので、それについてはまたちょっと調べてからご説明をさせていただければと思います申しわけありません。以上です。
0:58:08	ちょっと火災対策室のサイトウですいません要はですね電線管等って言ってるときの等の場合の
0:58:16	小井野
0:58:17	施策について、もうちょっとですねそういったアノ等の部分が含まれているのであればその等のですね部分についても、こうした図示とかをしていただいてちょっとご説明をいただきたいと思っておりますので対応よろしく願いいたします。
0:58:32	はい。九州電力の五藤です。今ちょっと電線管等とくくることで、設計が本当に適用できるのかとか、どのどの電線管にこの設計を適用するのかとかってところが、わからなくなってしまっておりますので、そういったところがわかるように、
0:58:47	他の種別と使用する対策等を分けてご説明できるように、資料修正いたします。以上です。
0:58:56	火災対策室のサイトウそれでは説明の充実をよろしく願いいたします。私からは以上です。
0:59:02	うん。はい。規制庁西内です。続けて 8 ページ目ですかね。
0:59:11	ちょっとさっきまでの話の共通部分はちょっと省略しますが、3 時間隔壁とか 1 時間角栄の具体的な種類はちょっとまた説明をしっかりとこも含めてしてくださいというところと、
0:59:23	ネットですね。
0:59:30	衛藤続けてですけども、
0:59:35	まず、感知自動消火の方の話でいうと、
0:59:39	さっきの 5 ページ目の 6 ページ目とかでも話ありましたけどこれ基本的には全域ハロンしか使わないってそういう理解でいいんですけど。
0:59:48	はい九州電力の後藤です。そうですね、今回の電線管の対策の範囲は、もうすべて全域ハロン自動消火設備に、
0:59:59	はい。規制庁西内です。
1:00:05	等、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:07	現状は基本設計方針の下、5 ページ目の基本設計方針ちょっと問い合わせて一緒に見ながらなんですけどね。
1:00:14	5 ページ目の基本設計方針のカッコローダと、感知自動消火設備の設計一番最後の段落、2 段落目に書いてあって、
1:00:23	(2) 段落目ですかね、書いてあって、同項と一緒にだって言っていて、4 ページ目の 6 を見ると、
1:00:29	脳波ローン、雲仙イハラんとあと海水ポンプ用の二酸化炭素自動消火設備っていうのが一応出てくるんですけど、
1:00:38	さっき後藤さんおっしゃったように今回の申請範囲で開本の分は出てこないからだから地全域ハロンだけだっただけでそういうことなんですって。
1:00:46	申し訳ありません。
1:00:48	先ほどの回答を訂正させていただきます使用通称から海水ポンプエリアの使用と消火設備が自動消火設備として入って、
1:00:55	衛藤で、解剖室も今回の審査の基本設計方針を適用しようとする範囲だっただけのことなんですって。
1:01:02	はい。取水ピットエリアに電線管が敷設されているもので、対象になったので。わかりました。ちょっとその点も含めてちょっとまず、資料充実適正化いただいて、
1:01:12	ちょっとまずは全域ハラの話だけでも今日聞いておきたいんですけど。うん。
1:01:17	全域ハロンって基本区画に対して、
1:01:23	その区画、
1:01:25	脳症。
1:01:27	区画ノウマ面積に応じた容量を備えていて、
1:01:32	区画のところで火災が発生しても、感知して自動消火反応するよってそういう設計でよかったでしたっけ。
1:01:41	はい。衛藤は全員ハロン自動消火設備なんですけれどもまずガス量については、区域区画の堆積だったりっていうところを加味してガス量を設定しております、一度福家場の区域区画全体がガスで充満して消火するかと。
1:01:54	で、感知の面で言いますと、江藤
1:01:58	田井我々がカトウの火災防護対象機器として挙げているものの付近に、現状この自動消火設備を
1:02:07	はい、自動消火設備が起動するための感知器が設置されている状況です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:13	はい。うん。ちょっとそもそものなところから若干確認で申し訳ないんですけど、この全域ハロンの自動消火設備は、いわゆるこれ、括弧 2、火災防護審査基準の二つ目の関西の感知消火の項目。
1:02:28	期待している設備なんでしたっけそれとも系統分離対策として期待する設備なんでしたっけ。
1:02:34	はい。九州電力の後藤です。
1:02:37	感知消火の方でも期待している設備となっております、系統分離がないエリアは、程度手動といいますか中央制御室からの起動で、
1:02:48	起動するFAROの消火設備が設置して、
1:02:51	系統分離でも期待するようなエリアっていうのはそれが、自動消火設備として設置している状況でござい
1:02:59	だから規制庁に周知ですけど、感知消火としてはしっかり今バックフィットを並行して申請出てや審査中ですけども、
1:03:08	感知消火としてはしっかりその感知の網羅性っていうところがしっかりあって、
1:03:13	それに此花消火設備を使うこともあるよと。で、系統分離の方に関しては、いわゆる起動用の感知器っていうのが、網羅性があるか、区域、区画全体の網羅性を備えているかっていうと、そうではなくて、
1:03:27	いわゆる系統分離対象の機器、
1:03:30	2 系統あったその 2 系統だと思うんですけど、その周辺に自動感知器があって、
1:03:35	その周辺で火災が起きたらしっかり系統分離できるようましようか。
1:03:40	ができるようになっていう設計なってるってことですかね。
1:03:43	はい。ご認識今ノーで、ほぼ間違いないんですけど一部ちょっと補足。
1:03:50	熱感知器に関しましては、感知消火と、感知消火でつけてる感知器と、系統分離でこのハロン自動消火設備を起動させるための感知器っていうのが兼用してございます。
1:04:03	巻熱感知器はあの時、事故、
1:04:06	受信機盤に信号が行って、その二つの熱感知器のAND信号によって
1:04:12	ハラオガワの受信機盤に信号が流れていってそれをもとに起動するような流れとなっておりますので、今回のバックフィットの
1:04:20	進めてございますがその感知器が、村瀬をまず熱感知器の方につきましては網羅性を持った設計に今後なっていくってところがあります。
1:04:29	そうですね。やっていきます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:31	で、あと今回バックフィットの中で煙感知器についても増設してございますが、それについても当社としては
1:04:42	信号、ハロン側の受信機にアンド信号を取り入れて、煙に関しても網羅性を持った感知によって、
1:04:49	ハロン自動消火設備が起動するような設計に今後していきたいと考えており、
1:04:55	規制庁西内です。だから、現状のライセンス上というか、今工事中なので現状の設計でいうと、
1:05:04	系統分離対策で使ってる全域ハロンは、一部しかねらっていないような形になってるんだけど、バックフィット後においては、区域区画のどこで火災が発生しても、全域自動で消火するっていう設計に、
1:05:18	若干強化されるっていうような感じなんですかね。はい。
1:05:26	規制庁西内ですわかりましたで、今回系統分離対策としての申請の部分の話なので、今の話でいうと、
1:05:37	後者はもち言わずもがなですけど、仮に前者の設計であったとしても、
1:05:42	言うなれば今回の電線管の周辺をちゃんと自動感知器、自動起動用の感知器が練られていれば、対策としては成立するはずだっという理解でいいんですけど。
1:05:54	はい。九州電力の古藤ですご認識の通りでございます。
1:05:58	わかりましたで。うん。もう少し言うと、
1:06:03	規制庁の移設ですけど、もう少し言うと、これ固定化財源との分離なので、自動起動用の感知器はこの固定化財源もねらう範囲に入っているという理解でいいんですけど。
1:06:15	九州電力の後藤です基本的には防護したいと考えている機器だったり、トレイだったりケーブルですね、ケーブルの周辺を感知してございますので、その周辺に入るような固定化債権の火災であれば管理しますので、
1:06:28	それよりもかなり離れた場所であれば、そこにはハロン自動消火設備起動用の感知器という今現状は、
1:06:34	バックフィットは測ってない状態ではついてないんですけども、その火災が近づいてくるにつれて当然起動用の自動消火設備起動の感知器が、その火災を拾いますので、自動消火するっていうふうな設計で考えており、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:48	はい。規制庁西内です。ちょうど話が出たのであれなんですけどその距離の話なんですけどね電線管の周囲ってところで、米印 2D6 メーターって言ってるのが今の話って理解でいいんですけど。
1:07:03	電線管と固定化債権の間を分離するって言っていて、その間っていうのはどれくらいの固定化債権が対象になるんですかっていうと、0 成果が 6 メーターの範囲っていうふうに書いてある。
1:07:14	今おっしゃってるのはまでせんか。
1:07:18	ちょっと、
1:07:19	前の方で確認しました向後大翔系列の電線管から 6 メーターの範囲内にある固定化再現というのは、しっかりその感知器、自動起動用の感知器が練られていて、しっかり消化できる設計なっているって理解でいいんですけど。
1:07:33	九州電力の後藤です。ちょっとどこまでの範囲で今の感じで入れてるかっていうところは、一度ちょっと確認させていただいてからご回答させていただきます。
1:07:44	規制庁西内です。そうですね一番明確なのはその範囲がしっかり消化できるってことが一番明確なパターンなのかなと思っていてちょっとまたその範囲を確認したかったというところで、
1:07:56	まあ、6 メーター、ちゃんと消化できなきゃ駄目かっていうところの考え方はまた少しあるのかなと思うんですよね。だから結局 6 メーターって意味合いかもしれないんですけど、
1:08:09	実際に今の
1:08:13	尼崎にこっちからかな、6 メーターっていうのがどこから来た数字なんですけど。
1:08:21	九州出てくることで、この 6 メーターにつきましては火災防護審査基準で
1:08:28	2 番、
1:08:33	火災防護審査基準の中で火災防護対象機器の分類を示しています 2 ポツ 3 ポツの両括弧 2 の中のポツbポツ、cポツで、
1:08:43	ポツが 3 時間Bポツが 6 メータープラス感知自動消火習得が 1 時間プラス感知自動消火になってございますがこのbポツの 6 メーターというところを、参考にして 6 メーターあれば、1 時間耐火相当の
1:08:57	ものだとその 6 メーターという離隔は 1 時間耐火隔壁に相当するものだというふうに考えてとらえて、この 6 メーターという値を設定して、
1:09:07	はい、規制庁西内です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:09	まずちょっと6メーターの意味合いから、そういった考え方ちょっとまた充実化をお願いしたいんですけど。
1:09:17	はい。
1:09:18	6メーターを1000設定している当社の考え方についても補足説明資料パワーポイントの方で充実して、
1:09:25	ご説明いたします。以上です。
1:09:27	はい。規制庁西内です。
1:09:30	そうですねで、どっちかというと6ページとかの全体の考え方に通じてくると思うんですけどね。ちょっと6ページ目戻ってもらって、
1:09:41	今の話だと、6メーター範囲内の固定化際限。
1:09:49	というものを、
1:09:51	に対して、隔壁等後漢チハラを消火設備って書いてるわけですね要はで、6メーター範囲外の固定化債権に対しての考え方はどうなのかっていうと、
1:10:03	あれですよね隔壁としては多分今説明があったようにいわゆる6メーター離隔がとれてる火災であれば1時間隔壁と同等だっていう考えがあるから、
1:10:14	ってことですよ。だからちょっとこの表も、多分そこら辺からしっかり書いてもらったほうがいいのかなという気がするんですよ多分、6ページの表だけ見ると、
1:10:22	どの固定化債権かっていう話を書いてなくて、要は同じ区画内にあるやつ全部やるのかとかそういう話になっていくので、多分現実的に今の話は多分違うわけですよ。
1:10:32	ちょっとその、いわゆる6メーターっていうところも含めて多分この表から表現してもらったほうがよりちょっと明確になるのかなと感じました。
1:10:42	はい九州電力の古藤です6メーターの考えを踏まえた設計を8ページ等に、もう8ページ等の関連で、加えていくんですけどもその前に6ページにおいても、6メーター以上離れたものに、
1:10:53	含めて以上離れた固定化最善に対する分離についての考えを、表5の中で加えて、ご説明できるように修正いたします。
1:11:00	はい。規制庁西内ですそうですねで、6メーター離れたところは、
1:11:07	感知消火はどうするのかっていうところはちょっと今見えてないのでそこら辺のまず事実関係だけ確認をしたいんですけど、今のは、さっきのちょっと話に1回戻っていくんですけどね。感知する範囲、いわゆる自動ハロンがのき自動ハロンが自動で起動するための感知範囲。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:24	ていうのはどこかっていうと、現状では、一部の設計なわけですよ。
1:11:30	現状では一部の設計としたときに、6 メーター範囲外のところ低下際限の火災って間違いなく勝手に起動しないと思うんですけど、じゃあそのときにはさっきおっしゃったような程度でやるのかとか、そういう話も多分感知消火のところに表現をされる。
1:11:43	ちょっともう少し具体化いただかないとそこら辺がわからないかなというところなので、
1:11:47	ちょっと全体設計 6 ページのところをもう少し充実いただくっていうところかなって思います。
1:11:53	はい。九州電力の後藤です。現状の自動消火設備の設計を踏まえて、この 6 メーター範囲外のところの、監事の移動消火までの設計を資料上で充実させていただきます。
1:12:05	はい。規制庁西内です。で、それは後は九州電力が、
1:12:10	この公認をどう取ろうと思っているのかっていうところをまず明確にして欲しいんですけど。さっきバックフィットの今これ並行して進めてるじゃないですか。だからそもそもこの感知消火の話は別に一部っていう説明ではなくて、もう、
1:12:24	同じ火災防護対象ケーブル、
1:12:27	今回やるやろうとしてるものがある区画についてはどこで火災が発生しても、自動消火する設計なんだっていう説明をするのであれば、一番明確ですねわかりやすい。
1:12:39	わかりやすいから確実なやり方だと思うんですけど。
1:12:42	ていう説明なのであればもうそう書いてもらえばより明確だと思いますし、いや、今回の工認の範囲としてはあくまで火災バックフィット前の、いわゆる今一部分しかねらわれない設計として、感知自動消火を考えているのであれば、その理由も含めて、
1:12:58	その理由と、あとは、
1:13:00	多分区画内でその設計の考え方がちょっと変わってくるわけですよ。設計というか対応の仕方というのが、自動でやることができる部分とできない部分で考え方が変わってくると思うのでちょっとそこをもう少し、
1:13:10	明確化していただくっていうところをちょっとお願いできればと思います。
1:13:17	はい九州電力、
1:13:18	衛藤監事消火のところの考え方当社が今回、設計、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:23	スルー目的等にも関わってくるところでございますけれども、感知消火の考え方について問6メーター範囲内外で江藤分けるのであればそういった記載が明確になるように、今度、
1:13:36	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。
1:13:39	消火の話でいうと、
1:13:43	藤。
1:13:46	意味合いですけどね。
1:13:50	例えば、固定化再現と、電気盤とかと、電線管がすごい隣接してる場合に、しっかり隔壁を設けるっていうことだと思うんですけど、ただ自動消火っていう話で行った時に、衛藤。
1:14:02	坂野ナカノ河西も一応その全域ハロンで消火できる設計だったという理解でいいんですけど。
1:14:10	実際これ確か既工認、新基準のときにもう、多分全域ハロンの消火性っていうところでいわゆるケーブルトレイとかにも侵入するしとか、
1:14:20	固定化債権も、電気盤自体も隙間が、環境の隙間とかがあるのでそういうところが入るしっていう話は多分受けてたと思うんですけど。
1:14:31	そういう理解でよかったでしたっけ。
1:14:33	はい。九州電力の後藤です既工認の際にご説明してるのがおそらくケーブルトレイの中にも火災が起きればハロンガスっていうのはその火災にカワカミで引き寄せられる形で、
1:14:46	ガスが入っていきますので、感知消火でき消火できますというお話を多分させていただいてたかなと思っていてバブについて、
1:14:53	同様でして、
1:14:55	完全に密閉されてる盤っていうのはありませんので、火災が起きればそこからハロンガスが入っていくものと考えてございます。
1:15:04	はい。規制庁西内です。
1:15:07	概要パートでどこまで書くかって話はあると思うんですけど今後補足説明資料充実いただく際に、いわゆる既工認で期待してる設備をそのまま使うのであれば既工認の設計を抱えない。
1:15:18	という旨の説明はちょっと明確にいただければと思います。
1:15:24	はい九州電力の後藤です。既工認が従来から使っている、期待している設備に期待するところに関しましては、その設計が変わるの変わらないのかということを含めて補足準備させていただき、
1:15:37	はい、規制庁西内ですよろしくお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:15	ちよつこの資料からいくと概念としてちよつと見つらかったりするんで、ちよつとそれがわかるように、資料修正をお願いしたいんですけどもよろしいですか。はい。九州電力の後藤板野。
1:18:26	我々の資料のご説明したい趣旨っていうのは今、齊藤室長がおっしゃられた通りでございまして、8 ページ側で具体的な方法を示したいということも、ご認識の通りでございまして、
1:18:36	固定化再現側で
1:18:40	対策をしているのか、電線管側にくのかっていうところの、そこのご認識もその通りで、この資料上でちよつと表し切れてないというかわかりづらいうってところも、ご指摘の通りかと思しますので、ここちよつと資料を工夫して、2、2 個、2 種類といいますかそういった二つの方策から、
1:18:56	やってるんだよっていうのがわかるようにちよつと資料を修正させていただきますありがとうございます。
1:19:00	火災対策室の齋藤ですよろしくお願いします。あとちよつと細かいをは、
1:19:07	申し訳ないんですけど、左側の平面図で固定化債権の 6 メートルっていうかいうのが書いてあって、野手の部分が右上に書いてあるんですねで、
1:19:18	野手のところでは、6 メートルの範囲っていうのはどこですっていうのがちよつとわかりづらい。
1:19:27	わかりやすいように図の中に入れていただいてもいいですか。
1:19:31	九州電力の今年、ちよつと実は今Webの接続の関係で少し聞き取りづらかったところがあったんですけども、あれすかね固定化債権の
1:19:41	電気盤だったりケーブルトレイっていうところの、6 メーターのその範囲が今、当社示せておりませんのでそこをお示しする。
1:19:50	した方がいいという、ご意見でよろしかったでしょうか。すみません。
1:19:55	すみませんちよつと取り入れてたようで申し訳ございません。
1:19:59	6、要は、やし。右上の
1:20:04	ところで、左側の平面図にある 6 メートルの範囲っていうのが、と書いてないんで距離感がよくわからないんでそれをまず補足していただいてもいいですかってことでご理解の通りなんですけどもよろしいでしょうか。
1:20:15	はい。ありがとうございますご指摘、ご意見、了解いたしました野手の方で 6 メーターの範囲がわからないので、衛藤瑛也氏の方にも 6 メーターの範囲を追記することで、追記する方向で修正いたします。あと加えてちよつと、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:29	今私が申し上げたんですけど固定化債権の電気盤だったりケーブルトレイっていう方の6メーターの範囲が今、当社資料でお示しできておりませんでしたので、こちらについてもあわせて資料修正させていただきたいと思います。以上です。
1:20:42	火災対策室のサイトウ室よろしくお願いいたします。あともう1点ちょっと細かいところでもう一つ恐縮なんですけれども、(ア)、ごめんなさい。
1:20:53	※の3番ですね、※の3番で、
1:20:59	で、何だっけな。甲斐。
1:21:02	藤。
1:21:03	内部が見える開口がない場合に限るっていうふうに書いてあるんですけども、これがもうちょっと具体的にわかるように、資料を充実させていただいて、
1:21:14	聞きたいんですけども、お願いしてもよろしいでしょうか。
1:21:17	はい。九州電力の後藤です。
1:21:20	※3の電気盤の面の状態がどういった状況であれば、我々、こういった設計期待するのかっていうのが、今文言だけだとわからないっていうのが、ご指摘の通りだと思いますので、
1:21:29	補足として、資料を充実させていただこうと思います。ありがとうございます以上です。
1:21:36	はい火災対策室の斎藤ですよろしくお願いいたします8ページの部分については以上となります。
1:21:44	はい。規制庁西内です。
1:21:47	続けて9ページ目ですけども、
1:21:55	9ページ目は、
1:22:00	まず、どう、どうやって抽出したかっていうところからなんですけど、これわあ、何か、どういうやり方をしたかっていうところだけ確認をまずそこそこしてもいいですか。
1:22:11	はい。九州電力のことです。まず、抽出の母数としておりますのが、事前消火計画というものを当社発電、
1:22:21	設定してございますその事前消防評価計画の中にはそのエリアの火災区域区画ごとにどういった火災元が存在するかというのを網羅的に抽出してございます。
1:22:32	で、抽出している設備可燃性物質っていうものの中から、対象設備を並べましてその中で影響があるなっていうのをこの評価のところに記載している形で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:44	最終的に固定化債権として選んでいるものがあと発注しているところの設備になってございます。
1:22:51	はい。規制庁西内です。
1:22:56	衛藤。今おっしゃった事前消火計画っていうのは、
1:23:02	サトウ、
1:23:04	それをどのタイミングで使ってるものなんでしたっけあ、いや、何か聞く感じ影響評価の中でやってる火災区画特性表みたいなものではなくてってことです。
1:23:14	そうですね火災区域区画特性表とはまた別に、仮に火災が起こった時に、どういうアクセスをするだとか、
1:23:24	消火器があるだとか、その部屋はこういうハザードがあるだとか、そういうところをまとめているものになるんですけども今、私がお伝えしたその火災元っていう意味では火災区画区域の特性表と変わらないものと考えていただいて、
1:23:41	規制庁西内です。別に特性表を使う必要があるっていうイトウの発言ではなくて、単純にやってることを聞きたかっただけで、あれですかねだから保安規定とか火災防護計画に基づく具体的に消火活動をどうやってやるかっていうのを計画する時の手順書の中の一部、
1:23:58	またさらにその下の規定かもしれないですけど、ていうもので理解というか、ご理解を
1:24:04	わかりました。ちょっと
1:24:08	最後別に補足とかの方、別に記載箇所はないんですけど、補足説明書とかもいただく過程で、ちょっとどういう手段で抽出したかっていうところもちょうと明確に説明をいただければと思います。
1:24:19	主電力の後藤です了解いたしました。
1:24:22	はい。規制庁西内です。
1:24:25	多分先行の審査状況とかも見られているのかなと思うので、もう公開されているので見ていただければと思いますけど、この明らかに影響を与えないものっていうところの考え方は、
1:24:37	先行の方でも審査会合の場とかでも結構審査をしてますので、ちょっとその考え方は、もう少しこの表だけじゃなくて、もう少し具体化をいただきたいと思っていて、
1:24:47	今後今補足説明資料とかも多分提出いただくのかなと思いますのでそういうところでその観点も含めて充実化をいただければと思います。
1:24:57	この表の中でいうと過去の燃焼試験とか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:01	あとは発熱量が大きい小さいっていうそのメルクマールとか、そういったところかなと思って、そういうところをちょっとまず確認をしたいっていうところをお願いします。
1:25:10	はい。九州電力の後藤です。過去の電気盤の試験であったりとか、発熱量の閾値だったりとかっていうところを今後補足説明資料の中でご説明する、考えてございますのでそういったところ含めて後、今後、
1:25:25	規制庁西内です。そうですねまずはこのページに関しては明らかに影響を与えないものの考え方が定まらないと。
1:25:34	対象設備の抽出結果っていうのが正しいかどうかは我々確認ができないので、まずはそこからちょっと確認をさせていただきますというところでしょうかね。
1:25:45	はい。
1:25:46	うん。よければ続けて 10 ページ目いきますけども、
1:25:54	これはあれですね、
1:25:57	9 ページ 8 ページ目くらいの話をまとめたものをですね、
1:26:03	はい。あまりこの時点では特にないので、ちょっと今後いろいろ出てきた時になって話ですかねあと、このページで言うと、
1:26:12	表の中で選定パスっていうところがあって、これはあれですかね火災防護対象ケーブルの選定パス。
1:26:20	要はさっき防護対象系列って話があったと思うんですけど、どっちの話をしてるのかってのは、
1:26:25	こちらの系列の話をしてございます。プロセス監視であれば、プロセス監視の 1 と 2 とございまして、このエリアでは、市側を選んでるっていうところをちょっと書いてございます。
1:26:38	規制庁西内です。わかりました。
1:26:43	ちょっと今後具体化していただく中で先ほど防護対象系列の選定の考え方って話もあったと思うんですけど、
1:26:53	ちょっと最初からお願いするかどうかちょっとあれなんですけど、多分火災防護対象ケーブルがこの区域区画には何があって、その中で、この区域に対し、区画に対しては、こっち側に対策を施しているよとか、
1:27:06	というふうにブレークダウンしていく方が多分より明確で共通認識を取りやすいのかなと思うので多分これだけぱっと見ると何の話、どんな話をしたいのかちょっとわかりづらい。
1:27:16	というところもあって、要はプロセス監視っていうところの、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:20	プロセスはもちろん複数あるので、その中の 1 系列複数系列の話、比 1 機能の話をしているのかなというふうに最初ちよつと思っちゃったので、ちよつとこの辺をもう少し具体化していただければ、明確化していただければと思います。
1:27:33	このページは、もうそれくらいかなと思いますねまずは 9 ページ目までの話をしっかりまとめた上で最終的にこれそこで確認した設計がちゃんと現場にどうしてるかっていうを確認するための資料っていう位置付けだと思っているので、ちよつとまず 9 ページ目までが固まってからちよつと個々具体的にまた確認をしていきたいなと思います。
1:27:52	であれですかね今後、補足説明資料とかでこの区域区画のすべこの孔口いった情報が、多分全区画区域に対しても出されるイメージになるんですかね。
1:28:02	そうですね今当社我々の中で設計を進める上でも必要なものだと思っておりますので、全区域確保、作成を進めてはいるんですけども、
1:28:12	ちよつとこれはご相談にもなるんですけど審査の中で、すべてルームのかどうかっていうところで、
1:28:22	ここの審査の中ですべての設計をなんか見てどうこうというお話ではないのかなと思っておりましたので、すべての区域区画についてお示した方が良いのか、もしくはその
1:28:35	設計の種類が幾つか入ってくると思いますのでそういった設計の種類がわかる分を、代表してご説明する形の方が良いかかっていうところで、
1:28:45	これはすみません、ご相談できればと思う。
1:28:48	はい。規制庁西内です。
1:28:51	ご認識いただいているように、実際には別にせ、施工人が、要は 1 から 100 まですべてを対象にしてるかっていうのももちろんそうではなくて、基本的に審査をしてるのは基本設計方針であると思っているので、
1:29:03	そういう意味では 1 回あくまですべてっていうのをすべからく求めるものではないかなとまず思っていますとで、
1:29:10	うん。
1:29:12	ただ、あくまで今回は多分経緯も多分あると思っていて、要は実際に基本設計方針通りに現場が施工されてなかった。
1:29:23	で、だから基本設計方針を今回変えるっていう経緯を踏まえると、実際にその基本、今回、その経緯を含めて、て、申請された基本設計方針の通りに、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:36	現場がちゃんと施工されるのかっていうところまで含めて、審査でももちろん審査資料という位置付けですけどね、確認をした上で、最後検査の場でしっかりそれを
1:29:46	規制機関としても確認するっていう流れの方が
1:29:51	経緯を踏まえればっていうところはあるんですけど、そこはまずちょっと九州電力のそもそもの本件に対してのその考え方っていうところもあると思うので、まずは九州電力の考え方で示してもらって、
1:30:04	その上でこちらとしてももちろん懸念があればそういった資料求めていくのかなという気もするので、はい。
1:30:09	そこはちょっとまずは資料出すボリュームの順番とかもあると思うので、そこはまたお任せをしたいと思います。
1:30:16	はい。吸収できることです。すいませんちょっと今回の経緯を踏まえればっていうところの検討が私の中で足りてなかったところがあったので
1:30:25	今後当社の中でどうするっていうのを決めてからまた資料をご提示させていただければと思います。ありがとうございます。
1:30:33	はい。規制庁西内ですもちろんすべての審査で、何て言うんすか、なんていうですかねすべての情報っていう気は毛頭の私もないんですけど。
1:30:42	今回の話はちょっと変に変更すいません、基本設計方針の変更の施行に申請が出てきたっていう経緯を踏まえると、そこまで確認を説明をしてもらって確認をして
1:30:55	おいた方がっていう気もするのと、
1:30:58	ただ、一方で先ほどおっしゃったように、パターン化してちゃんと現場にも適用性できるっていうことを説明いただくだけでももちろん説明できるかもしれないですし、そこをしっかり説明の仕方にもよるのかなと思うので、
1:31:12	常に代表性って話で言うとその代表性がちゃんととれてるかって話がついて回るじゃないですかそこそこ次第かなっていう気もしていて、
1:31:20	それは多分説明の手段の話だと思うので、はい。
1:31:23	ちょっと今後の具体的に出した中でそこをまず確認させてもらうという観点でも確認できればと思ってます。いずれにしても代表で出てくるか、多分すべて出てくるかの今2択なのかなとは感じてますので、
1:31:34	どちらでも選択いただいてまずそれで確認を我々も進めていきたいと思えます。
1:31:39	よろしいですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:40	はい九州電力の五島です。了解いたしましたありがとうございます。
1:31:45	11 ページ目続けてですけども、
1:32:07	もう、
1:32:10	ここも多分今までの話を多分共通な部分あるんですけど、まず 6 メーターの考え方っていうところの明確化っていうところからですかね。
1:32:29	んでですよ。
1:32:33	ちょっとわかりやすい、6 メーターの範囲かい。
1:32:39	ちょっと待ってくださいね。
1:32:42	ちょっと待って。
1:32:45	どうあれ、この足で書いて、ルー
1:32:53	集まってくださいね。
1:32:55	6 メーター範囲内を保管しないんですよ。で、6 メーターの範囲会は、保管はするってことでいいんですよ。
1:33:05	出てくるゴトウです自動消火設備があるような場所であれば 6 メーター外は、
1:33:11	ちょっとそこがですね私あんまり理解できてなくて
1:33:16	基本設計方針ちょっと読んだときにもそこがやや一番理解できてなくて、
1:33:21	自動消火設備が設置されてる場合とされてない場合で、その保管するしないの考え方が変わるっていうところの理由がちょっとよくわからなくてですね。
1:33:37	九州電力の後藤です。
1:33:39	今後ちょっと
1:33:41	は、
1:33:43	ところで、
1:33:43	話があって、
1:33:45	外の感知消火についてどうしていくのかっていうところにちょっと関わってくるものかとは思いますが、
1:33:50	当社としては
1:33:53	6 メーターの李勝をもって、衛藤。
1:34:05	で、
1:34:06	設備があれば、6 メーターの離隔碎波な含めた離隔を確保することによって設計が成り立つだろう。
1:34:13	ただ、どうしようか
1:34:15	これまで

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:17	ハロン自動消火設備入れてないところだと、3時間耐火隔壁を巻くような施工になってくるんですけども、
1:34:22	そういったエリアだと固定化再現は、
1:34:26	ムラタ、
1:34:29	にあること自体が、
1:34:32	良くないというふうな、自動消火設備に期待するっていう観点で言えばそういったところ、
1:34:37	になると思っておりますそこから今、
1:34:42	条件付というか、そういったところ、
1:34:50	規制庁西内です。
1:34:57	6メートル火災防護審査基準の6メートル離隔と自動感知消火っていうところ藤堂等っていう形で考えたときに、
1:35:07	ちょっと6メートル内の話後でしますけど、6メートル外の話に関しては、
1:35:13	6メートルっていうところは、審査基準と同じであって、自動感知消火っていうところも、自動消火設備がある。だから、全域は期待できるのであればまさに同等でしょうと。だから、
1:35:27	6メートル範囲外のところに関しては別に置いていても問題はないと思っている。
1:35:32	ていうのがまずあって、
1:35:34	じゃあ感知自動消火なかった時に置くか置かないかって話をしたときに、
1:35:40	先行の審査実績でいうところは自動消火じゃないけど、しっかりでも消火できる体制をとりますっていうところで消火の同等性お話をもらってたんですよね。
1:35:50	で、そこはもう保管しませんっていうことですか。
1:35:55	で考えてるってことですかね。
1:36:00	そうですね今現状ちょっと申請させていただいてる設計だと、おっしゃる通りになってるんですけども、先ほどのその炉コウノ話の中でのその感知の、今の、
1:36:12	現時点での感じの
1:36:14	設計であったりっていうところを踏まえるとその自動消火設備がどこまで寄与できるのかっていうところの話になってくると考えますので、
1:36:22	ちょっと現状、申請している内容から早速関わってしまう可能性があつて、恐縮ではあるんですけども、ちょっと先行の関西電力殿。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:32	間が他設計も踏まえてちょっと当社設計について改めてちょっと、
1:36:44	はい。
1:36:46	規制庁西内ですけど、あくまで今日は事実確認だけしてるだけなので、何かどうこう言うつもりはまず元なくてですね。で、
1:36:55	今は少なくとも、感知自動消火設備全域ハロンが、いわゆる6メートルの範囲外にも期待できない区域区画に関しては、もう全域保管しないように考えているっていうのが池設計ですかね。
1:37:11	だから、一段落目で言ってるのをまず意図で書いていってと、
1:37:16	それは、
1:37:20	さっきの火災防護審査基準との関係でいうと、
1:37:23	あれでしょわかりやすい設計だと、適合性の確認という観点ではかなりわかりやすい設計なのかなという気はしているので、
1:37:31	とりあえず理解はしますと、
1:37:36	今発言の中で、ちょっと少し検討したい部分も何か残っているって話をしていたので、必要に応じてそれはもちろん今後、皆さんはもう皆様で説明していただければと思いますけど。
1:37:46	とりあえず現設計はわかりますと。
1:37:54	その上、
1:37:56	基本設計方針の後、
1:37:59	また以降にもちょっと書いてる話にも関連しますけど、
1:38:04	可燃性物質を保管しない運用とする範囲っておっしゃってるのは、
1:38:10	自動消火設備がある区域区画であれば、電線管から6メートルの範囲内のことを言っていて、自動消火設備がない。
1:38:20	場所区域区画であれば、電線管が存在するのでその区域区画が保管禁止の範囲なんだってことでいいですよ。
1:38:27	はい九州電力の後藤です現在申請させていただいている設計は教えご認識の通り、
1:38:33	わかりましたで、そこに持ち込む場合には、すっかり早期に感知消火をして、いくなればの人が張りつくことによってとかっていうことを考えているってことですよ。
1:38:48	わかりました。6メートルの範囲外もだから何かそういう対応をしようと思ってるっていうことですね。
1:38:53	わかりました。
1:38:58	わかりました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:02	わかりました。ちょっと今後その具体的なやり方っていうところもうちょっと明確化をいただきたいんですけど。うん。例えば
1:39:11	ほかにも幾つか多分パターンがあって、持ち込み可持ち込みもいくつかパターンがあって、人が持って入って、人と一緒に出ていくものと、
1:39:21	あとはいうなればの何かよこし呼び起こして仮置するものと、多分幾つかパターンあると思うんですけど、人が持って出て行くことは簡単で、その人がちゃんとやればいいっていうわけですね。
1:39:32	で、じゃあ仮置し続けるものに関してはどういう考え方でっていう話があると思うので、そういった観点でちょっと
1:39:39	持ち込むものに応じて持ち込むものというか、持ち込み方っていうんですかね、に応じて多分具体的にそのやり方、火災が発生した場合の対応の仕方っていうのは異なってくるのかなというふうに理解をしているので、
1:39:53	ちょっとその具体的な内容はちょっと今後明確に説明をいただければと思うんですけど。
1:39:59	はい。九州電力の後藤です今後
1:40:02	持ち込まれるもののその後の処遇に応じた考え方っていうのを、今後説明させていただくんですけども、
1:40:11	先行の関西弁
1:40:13	等、多分イメージが少し違うかもしれないなというところがあるので、この場で少しだけ補足させていただきますと、我々
1:40:20	なんでしょう、作業でもって入って、もし仮にそれが一夜を起こすというようなものであれば必ず申請書を担当の課の方に出しましてそれはもう、
1:40:32	仮置可燃物の仮置可燃物の保管申請を出しますのでそれもすべてすべて保管という扱いになります
1:40:41	そうじゃない、他のそういった保管、
1:40:43	扱いじゃないものについては持って入った人が、その日のうちに持っ出るという
1:40:49	ふうになりますので、そのふたパターンについて今後ご説明させていただくことになるかと思い、
1:40:56	わかりました規制庁西内ですけどわかりましたので、
1:41:01	今おっしゃった保管っていう扱いになるっていうのは一時持ち込みではなくって、保管っていうワードを使ってますってそういう意味合いや、要は固定金物ではないんですねあくまで、
1:41:15	持ち込み可燃性物質の中の種類だけの話ですね。あくまで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:20	わかりますと、あれ。
1:41:22	藤。
1:41:24	そういう意味で言うとだから、の人が持って、ちゃんと出て一緒に出ていくものと、そうじゃないものも多分大別はその2種類あってそういうことですか。はい。
1:41:35	ありがとうございます。
1:41:37	ちょっと多分対応の仕方が大分異なってくるのかなと思いますし、
1:41:44	ちょっとここは
1:41:48	さっきの6でちょっと確認した、感知自動消火設備の
1:41:53	いわゆるその消火範囲、期待する消火範囲の話か感知範囲か感知範囲消火範囲に関する話だと思うんですけど、
1:42:01	人が介在しないと達成できないのかっていうのがよくわからなくて、
1:42:05	いや割とその全域ハロンって何か強い消火設備だと思っていて、
1:42:10	どこで、まさにどこで火災が発生しても、
1:42:13	感知したりその自動起動用の感知器で感知して消火する運用なんだしたら、それでクローズするのかなっていう気もちょっとしましたし、ちょっとそこら辺の関係性ですかもう少しやっぱ全域ハロンがどこまで何を期待してるのかっていうのがちょっと今よく見えないので、
1:42:28	そこも含めてちょっと一緒に確認をしていければいいかなと思ってます。
1:42:34	あんまり
1:42:40	はい。
1:42:41	ちょっとその混合他の設計のかも含めて、あわせて確認をしていければいいかなと思ってますよろしくお願いします。
1:42:52	とりあえず、現状でちょっと確認しておきたいのは以上ですかね、あとはあれですかね6メートルのこのゾーンの管理っていうのがどうやろうと思っているのか、
1:43:03	区域区画によっては、多分この6メートルのゾーンが結構乱立するような区域区画があって、そうすると、
1:43:10	その
1:43:11	何かそこをよけて通るとかなんか、どこまでその持ち込み可燃物の管理がこの6メートルないっていうのが、ちゃんと管理できるのかってちょっと実現性っていうところも、
1:43:22	先行の審査実績の中では確認させてもらっているんで、今後ちょっとそういう観点でも確認をできればと思ってます。そういう意味では先ほど衛

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	藤、すべての区域区画に対して説明するのかって話があったと思うんですけど、
1:43:34	この 6 メーターのゾーニング管理っていうのが、そもそも無理な管理じゃないのか、っていう観点ではちょっと今後確認をしていきたいと思っているので、
1:43:44	例えば 12 ページのところですかね。
1:43:48	具体的に
1:43:50	保管禁止の設定の考え方を示してもらってますけど、多分これを先ほどおっしゃったような代表で説明するのか全部説明するのか、それはおまかせしますけどその観点でもちょっと今後この 12 ページの図っていうのは確認をしていきたいなと思っているというところで、
1:44:04	ちょっと今後出てきた資料ではない。その部分は引き続き確認をさせていただければと思ってます。よろしいでしょうか。
1:44:11	はい。九州電力の後藤です。了解いたします。今 6 メーター範囲って言うところが、現場にどういうふうに越智小落ちて行って、
1:44:26	はい、規制庁西内です。よろしく申し上げます。
1:44:30	最後ですかね持ち込みに関しては持ち込み可燃物の多分定期種類っていうところも、考え方としてはあるのかなと思っていて先ほどの 9 ページで固定化債権についてはこういうものを選定したっていうワードがあったと思うんですけど、
1:44:45	持ち込みの方に関しては、
1:44:48	現状そういう考え方はないってことでしたっけ。はい。九州電力の後藤です持ち込み可燃物のその種別だったり、に応じて何か対策が変わるものとは考えておりません。
1:45:02	今、お示してるようなルールに基づいてやっていくことで、持ち込み可燃物に対するケアというのはできてるかなというふうに当社考え
1:45:13	はい。規制庁西内です。
1:45:15	わかりますと、割とその持ち込み可燃物って、
1:45:20	僕らが現地確認行く時にも紙とか持って入ったりしますし、あれもほぼ可燃物じゃないですが一応定義定義上はっていうところ例えばそれを含めてやろうとするってことですか。
1:45:34	はい九州電力の後藤です結局そういった紙とかっていうのは、一時的に持ち込み今、衛藤。
1:45:42	図でいうとこの黒い人間が持って入るようなものなのでそれは、
1:45:46	現状だとそういうその人間が監視下においてちゃんとやろうと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:53	作業で使うようなものであれば、
1:45:55	一時的
1:45:56	作業者が感じますし、それが置かれるものであればそういったそれは 保管という扱いに投資しますので、6メーター外に、
1:46:04	岩種
1:46:05	考え
1:46:08	わかりました規制庁西内ですちょっと今後具体的な可燃性物の種類と かに応じた設計運用方法をちょっと確認する中でですけど、
1:46:22	ちょっとまずそれを見てからですかね。
1:46:25	わかりますと。
1:46:27	とりあえず現状は持ち込み可燃物に関しては固定化再現と、
1:46:33	の方で説明されてるような、いわゆる発熱量が大きいものが対象で、小 さいものは除くとかそういう話で考え方を今現状考えてないということ ですね。
1:46:42	わかりました。現状の考え方わかりました。どうもありがとうございます。
1:46:49	あとはあれば、13 ページ目以降で保安規定の話になるんですかね。
1:47:02	でもこれも基本、これまで確認してる。
1:47:05	運用の話もまさに 1112 ページで確認したような運用の話をしっかり保 安規定定めましたよっていうところを、
1:47:16	教育訓練の話に関しては、現状の枠の中で、
1:47:28	あれこれとあれだけ 15 ページのところは赤字を追記してるんですけど ね。
1:47:36	あれ、赤字は、
1:47:37	どういう、わかりましたなるほどなるほど。
1:47:40	わかりました。
1:47:42	これもあれですね
1:47:44	14 ページの方の話はちょっとその後任でちょっと確認をさせていただ いたような内容が固まってこないとなかなかこの保安規定本文、もう確認 が進まないのでもっとまず先ほど運用の話アノはこの話、(ハ)後の 話。
1:47:59	の確認をちょっと進めた上で確認をできればと思います。で、
1:48:03	75 ページのところの、b項、
1:48:06	については、
1:48:08	これは多分特追加いただいとると思うんですけど、
1:48:13	これって、コウノ葛西の影響軽減の中の話ですねあくまで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:23	そそういう理解ではないんですけど。
1:48:25	今回あくまで火災の影響軽減の中の系統分離対策についての運用ですよね。
1:48:31	エコで火災の影響軽減の、
1:48:35	教育訓練っていうワード、すでにあって、
1:48:39	この備考として追加する意味なんですけど、
1:48:43	はい九州電力の植村です。おっしゃる通り火災の影響軽減に対する教育でございますが、ここで赤字で強調してます通り、可燃物の持ち込み管理について具体化した記載となっております以上です。
1:48:58	規制庁西内です。衛藤。
1:49:02	もう少しちょっと確認をしておきたいのは、あれですよね。別に可燃物の持ち込み管理って今回初めてやる話ではないですよね。
1:49:10	はい。九州電力の植村ですおっしゃる通りです。で、
1:49:14	その上で、今回B項として追加した意味合いなんですけど、要は、もともと可燃物の持ち込み管理という意味で発生防止から関連してくる話だと思っていて、
1:49:24	ヤマモトからこうで、発生防止とか影響軽減のそれぞれの観点でやってたことだと思ってたんですけど、備考として今回追加する意味合いの部分だけちょっともう少しわかるように明確化しておいていただければなと思うんですけど。
1:49:40	要はなんですかねこの15ページのこの一番最初のポツの説明とかを読むと、今回新規で追記するような印象を受けるんですよね。
1:49:50	ただ一方で、今のBコウノ書き方と別に影響軽減にも限定してないですし、
1:49:56	何か今までやってなかったかのような印象を受けるので、ただそうではないっていうことは今、理解はできたので、
1:50:04	ちょっとその意図をもう少し追加した意図がわかるように充実をいただければなと思うんですけど。
1:50:09	九州電力の江村です。承知いたしました記載を見直して、考えたいと思います。
1:50:16	はい。規制庁西内です。何となくのイメージですけど、
1:50:21	多分徳田氏っていう意味合いなのかなとは理解をされていて、栄光に入ってる話なので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:27	徳田氏するっていうことは、市、しっかりそこを徹底してやりたいとかとそういう思いが背景にあるのかなというふうに思料するんですけどその旨をちょっと明確にしておいて欲しいというところでございます。
1:50:39	はい。衛藤。
1:50:41	16 ページの付則の適用の話は、これは総合的な話のところに追加はなくて、
1:50:54	(4)で言ってる、早期感知早期消火に係る運用についてっていうのは、
1:51:02	これは何を意図して書きたかったかっていうところで、
1:51:07	先ほど来ちょっと確認している(口)と(ハ)の設計で、いわゆる6メータ一範囲外のところ、
1:51:14	に関して、どういうふうに感知消火をしようとしてるのかっていう観点なのかもしれないですけど、
1:51:21	もし6メータ一範囲外のところに、今までの早期感知早期消火の2章の話ですよ系統分離の参照じゃなくて2章の話を、
1:51:33	何か達成しようとしてるのであれば、そういうことがわかるように書いて欲しいですし、いや、やっぱり違うんですよとこれは
1:51:40	関連する話として、一応変更ないまで謳ってるだけなんですと、別に今回の家影響軽減系統分離っていう観点で何、直接的に期待してるものじゃないんですよっていうことであれば、あえて書かなくてもいいのかなっていう気もしますし、ちょっとそこら辺の意味合いをもう少しここを明確にっていうところをお願いをできればと思うんですけど。
1:51:57	(口)(ハ)と多分関連してっていうことなんです。
1:52:00	はい。九州電力の植村です。ご指摘の通りこの(4)の項目が、の要否についてそれから関連についても各精査した上で、記載を考えたいと思います。以上です。
1:52:13	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。
1:52:16	保安規定は今回ほぼほぼ工認の基本設計方針の方でうたっている内容とリンクしているので、ちょっと一体で引き続き審査を進めていければと思ってます。
1:52:28	はい。
1:52:31	一通り一応これ今回の申請内容は一通りですけど、ちょっとあれですね概ね多分大枠として先行の審査実績十分見られた上で、申請されてると思うんですけど、やっぱり一部、
1:52:44	九州電力の設計とすれば違う部分も出てきているので、今日多分主にそういうところと、あとは

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:50	全体的にちょっと説明追加でお願いした部分があるので、その部分ちょっと資料をまず出してもらって、またちょっとヒアリング追加で確認をさせてもらってって流れかなとは思いますが。
1:53:04	はい。
1:53:07	というところで一応 16 ページ目までの、
1:53:12	内容で、現状私確認しておきたい点は以上ですけど。
1:53:18	規制庁側から何か追加で確認しておきたい点ありますか。
1:53:23	よろしいですか。
1:53:25	はい。現状ではよろしいですかね。はい。
1:53:28	うん。
1:53:32	最後にスケジュール 17 ページの話、直近の
1:53:37	ヒアリングの予定とかも含めてちょっと確認をさせていただいて、そのあとに今日のヒアリングでちょっとやりとりした内容で、今後資料充実いただくポイントいくつかだと思うので、その点がちょっと共通に努めているかだけの確認をさせてもらって、
1:53:51	という形で、ヒアリング最後まとめたいと思いますよろしいですかね。
1:53:57	じゃ衛藤最後、審査会、審査スケジュールの話ですけど 17 ページのところ、
1:54:03	これに認可希望としては、
1:54:06	いつ頃になるんですかねこれは
1:54:11	9、
1:54:26	規制庁西内です。
1:54:31	17 ページのこの表が、いや、ごめんつまらないことで申し訳ないですけど、
1:54:37	これ四半期の点線ですよ。
1:54:40	なんか若干ずれてる感じがしていて、多分申請が多分ほぼあれですよ。ね第 1 四半期の終わりというか第 2 四半期の会社多分ほぼ同日ぐらいにずれますよね。
1:54:53	5 月 31 位ですよ。いや、違うか 5 月 30 だから。
1:54:58	申請の時期が合ってるのか。
1:55:03	先生、ちょっとあれ申請の日はもう入れてもらってもいいかな。すみません。
1:55:10	認可希望時期は、大体 2 ヶ月くらいの審査期間で、希望されてるって理解でいいんですけど。
1:55:21	だから多分もうワンブロック多分短くなるっちゃうことですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:25	わかりますわかりました。
1:57:42	藤。
1:57:48	規制庁西内ですけど。
1:57:53	少しだけお待ちいただいてもいいですか。
1:58:01	規制庁ニシウチすみませんお待たせしますと、
1:58:05	ちょっと審査スケジュールの審査来、
1:58:07	底の部分の話ですけど、
1:58:11	やっぱりその認可規模を、2ヶ月で引くのであれば、
1:58:16	他の審査実績と比較しても、やっぱりそれなりに身近いい機関にはなると 思っていて、
1:58:23	特に何て言うんですかねいわゆる単純な取替工事とか、そういった類 のものではなくて、一応その新しい話を盛り込もうとしている工認でもあ るので、
1:58:33	やはりそれなりに2ヶ月っていうところはうちもそんなにリソースを割か ななきゃいけないっていうところもあるので、ちょっと認可希望が2ヶ月な のか、もしくは3ヶ月間4ヶ月後ヶ月、ちょっとそこ、
1:58:45	そのラインは、ちょっとまず希望としてしっかり九州電力の考えをまとめ て、ちょっとそこはもう決めて持ってきていただければと思います。で、
1:58:54	もし2ヶ月っていう話であれば、そんなに他の審査案件と優先度の違い っていうところの兼ね合いにも多分なってくると思いますし、
1:59:02	3ヶ月IIであれば、
1:59:05	他の審査実績としては、一応標準処理期間6、3ヶ月間、
1:59:10	5人中3ヶ月間、
1:59:11	ですね標準処理期間との兼ね合いでも特に、うちも粛々と進めていきま すよって話だと思えますし、
1:59:18	ちょっとその考え方はちょっとまず希望をしっかり聞いて、その上でう ちも進めていきたいと思えますのでちょっとまず明確にしていきたい ただきたいというところをお願いしてもいいですか。
1:59:29	はい。九州電力の後藤です審査、審査機関認可希望の話につきまし て、他の案件も当社の中で、
1:59:36	うちでございますので、一度持ち帰って、また御所
1:59:43	の規制庁ニシウチですよろしくお願ひします。あと
1:59:46	下の方の工事工程の話ですけど、既工認に基づく工事っていう部分 は、
1:59:53	実際今回の申請とは直接関連しない話だと理解をしているので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:59	各意味合いがあるのであれば書いてもらえればと思いますし、各書かなくて別にいいのであれば、何かちょっと混乱を招くだけなので省略してもいいかなと思いますので、
2:00:09	先ほど言ったいわゆるあれですかね多分これ今回の検査での気づきに対しての全体の対応の話は多分されないのかなっていう印象も受けるんですけど、であればちょっとそれがわかるように書いてもらえればと思いますしちょっと意図を明確にしていただければと思います。
2:00:24	はい。九州電力の後藤です工事期間のところの記載についてはちょっと今のままでは混乱を招くといいますか、わかりづらい記載になってございますので、衛藤記載の方、見直してまたご提示できればと思います。
2:00:36	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。
2:00:41	はい。
2:00:43	で、ちょっとここに来て1個、いや、言い忘れてましたすいません。
2:00:48	具体的なページはちょっとないのであれですけど、今後許可整合の観点でも、明確に説明をお願いしてもいいですか。
2:00:56	概要パワポにもう1枚入れるイメージでちょっと説明をいただければと思います。
2:01:01	なかなか今回直接的に許可との整合性ってなかなか読みにくい部分があると思うので、その観点をしっかり説明をいただきたいと思ってますよろしくお願いします。
2:01:09	はい九州電力の後藤です許可整合の観点でのご説明の資料、パワーポイントの方にも加えて補足させていただきたいと思います。
2:01:19	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。
2:01:22	江藤。じゃあ審査スケジュール含めて、規制庁が何かありますか。よろしいですか。
2:01:29	はい。
2:01:30	ウェブ参画もよろしいですかね審査スケジュール含めて。
2:01:35	はい。
2:01:37	衛藤最後に今日のヒアリングで確認させていただいた事項に、共通認識取れてるかの確認だけさせていただきたいんですけど。
2:01:48	九州電力側カラー
2:01:52	説明いただく感じでいいですか。
2:01:55	九州電力のホシコです。こちらで今後確認事項として挙げさせているものを一つずつ読み上げさせていただきますので、もしもそご等がありましたらご指摘をいただけると幸いです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:08	まず一つ目に、今回、検討分離対策工事を実施する、
2:02:15	の記載を基本設計方針に追加する理由となった事項について確認した資料に追記すること。
2:02:26	はい。
2:02:27	続きまして今回の工事範囲についてどこが対象となっているか、図面と図面や用いて申請範囲を明確にして欲しい。
2:02:41	はい。続きまして今回プルボックス端子箱等の等というものには具体的な何が対象となるのかを、
2:02:50	追記、明確化すること。
2:02:55	続きましてAトレン、
2:02:58	これも電線管、先ほどと重複しますけど電線管等のところの、等については具体的に、
2:03:05	何が該当するのか、また、どういった設計、
2:03:09	その等というものが本当に必要なのかどうかもあわせて記載の必要性について検討すること。
2:03:19	続きまして従来設計に、
2:03:23	今回、基本設計方針を追加、いろいろだけではなく箱を追加したというものが、研ぎ、現在の技術基準が適合しておらず、箱を追加することになった理由について
2:03:38	その理由については明確化すること、イイだけでは達成できず今回のにはよって満足することを記載すること。
2:03:48	はい。続きまして、今回防護対象系列という言葉が用いてますけれども、その対象が何になるのか、資料 2、
2:03:56	目、
2:03:57	それが防護対象系列の用語について明記すること、また、防護対象系列についても対象を明確化すること。
2:04:08	続きまして
2:04:11	他院両端に耐熱シールを処置した電線管の自己消火の原理と、難燃ケーブルを採用することでの時、
2:04:20	自己消火というものの原理について、分けて、それぞれを説明すること。
2:04:31	続きましては電線管等の等に関わる(イ)の対策として電線管以外の項目についても個別に図書、
2:04:41	どのような対策をするか記載して説明を充実化すること。
2:04:50	続きまして今回の感知自動消火設備の対象として全域ハロン以外、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:56	消火設備会にもCOツ消火説明も出てくるため、それについても記載を充実化すること。
2:05:06	続きまして今回、6メーターの離隔をとることについてその根拠となるものは、何なのか。
2:05:14	記載すること、またその根拠を踏まえた上で、今回どのような対策を講じるのか、あわせて、記載を充実化すること。
2:05:28	続きまして、今回、6メーター6メーターの離隔を超える際の火災元に対してはどのような設計をするのか、記載すること。
2:05:39	また、その際にはどのような
2:05:42	設計、
2:05:45	バックフィットの設計を踏まえた、感知消火とするのかそれ以外の間、設計を用いるのか、どのような方針で衛藤菅。
2:05:54	考えるのかを記載すること。
2:06:01	続きまして今当期公認においてメイン盤やケーブルトレイの消火等、工認の設計に期待している内容があれば、今回その設計、
2:06:12	設計がに影響を与えるものではないか、ことを記載を追加すること。
2:06:24	続きまして
2:06:27	資料の方でAA断面B断面という言葉、断面があるんですけどもそこで電線管と固定化財源の関係、6名。
2:06:37	範囲内ということがわかりづらいのでそれについて
2:06:41	図面に追加すること。
2:06:47	続きまして今回
2:06:51	内部、内部がわかる開口部というものはどのようなものが指すのか、説明をついよりわかりやすく追加すること。
2:07:02	続きまして今回固定化債権の抽出フローについてどのような過去の燃焼試験発熱量の閾値を用いて
2:07:11	対象かどうか、判断したと思われるのでそれについて記載の中、資料に充実化を図ること。
2:07:24	続きまして6メーター以外の箇所を持ち込まれる、
2:07:29	仮置資材等、
2:07:32	火災金に対してどのような対応や管理方法をするのか、少し詳細に記載をすること。
2:07:44	続きまして今回本規定の方でもともとa項にあった記載。
2:07:49	がありました。さらに今回B行に追加した理由についてどのような意図があつて追加したのかを、止め理由を明確化すること。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:08:02	続きまして
2:08:05	その 16 ページの(4)の記載についても
2:08:10	期待値の要否を検討すること。
2:08:17	スケジュールの方として今回
2:08:19	認可までのタイミング、認可希望時期というものは実際どのくらいを想定しているのかも一度、
2:08:26	検討して回答すること。
2:08:32	最後、また、工事工程について機構に、工事工程表の中で土岐工事機構に基づく工事と、今回工事に基づく工事という記載について、必要かどうか。
2:08:45	記載を検討すること。
2:08:49	最後に許可整合の観点での、今回資料がないのでそれについて資料を追加すること。
2:08:58	今日確認事項としては、以上と考えておりますが、過不足等ありましたら、コミヤ、コメントのほど、よろしく願いいたします。
2:09:09	すいません九州電力の後藤ですがちょっと加えさせていただきます。
2:09:13	パワーポイントの資料を 4 ページで
2:09:17	エポⅡの 3 段落目、一番最初に下線部引いている箇所について、設計趣旨が変わらないってところを備考に書く、追加させていただきます。
2:09:30	等もしくはまたははこちらつなげておりますけれども、これについて、
2:09:38	当社の方で、
2:09:40	文章に問題がないか、今一度確認をして、必要があれば修正させて、
2:09:54	の方でこちら少し、ホシコの方からもありましたけどもこちらの 6 ページの方での、6 メーターの考え方ってところを踏まえて表の表現を修正させていただくと思います。
2:10:10	後は 7 ページの方で、
2:10:14	今回 500mm、500mm角と 1.6mm鉄板というところだったり、BB足で耐火材を巻いているようなところがございますけれども、こちら補足を充実しまして、衛藤、こういった場面で使うのか、ってところだったり、
2:10:28	従来設計なのか否かっていうところを、資料として、追記、
2:10:32	資料を充実させていただきたいと思います。
2:10:50	はい。
2:10:56	ペイジーの方で自動消火設備の感知の範囲っていうか起動の範囲。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:11:04	どこまでを期待してるのかっていう話を、今後ご説明させていただきます。
2:11:12	サトウ案。
2:11:13	また本消火設備についてですね、既工認から期待している設計についてその設計が変わるのか否かというところについても、資料に加えさせていただきます。
2:11:31	ページの
2:11:34	表で表現しております選定パスのところの記載について、こちらプロセス関心 1 という記載だけがちょっとわかりにくいので、まずこの区域区画の中にどういったケーブルがあって、
2:11:46	何を守っているのかっていうところからブレイクダウンしてこのプロセス監視 1 っていう表現が何なのかがわかるように、ちょっと資料を修正させていただきます。
2:11:56	11 ページの方でいきますとこちらも 6 メーターの考え方の明確化であったりこれ以前に出てきているところのコメントを踏まえた修正を加えさせていただきます。
2:12:08	あと 12 ページの方に関わる話で、可燃物、可燃性物質の管理の話今回ご説明させていただきましたけれども、
2:12:19	これが無理な管理にならないのかっていうふうな観点で、具体的に今後現場でうちがどう吸収出てくる方が、どういうどのように管理していくのかっていうのを、可燃性物質の種類に応じた対応だったり踏まえて、
2:12:32	ご説明をさせていただきます。
2:12:38	すいません補足で追加させていただきたいのは以上になります。
2:12:44	はい。規制庁西内です。
2:12:47	あと大枠もう共通認識なのかなと思っていて、1ヶ所だけちょっと細かいんですけどすみません 7 ページ目の、
2:12:56	どう間違えたすみません 9 ページ目ですすみません。
2:12:59	9 ページ目の高さ、最初に冒頭ホシコさんがおっしゃった中抽出フロー的なところの間、話に入ってるのかなと思うんですけど。
2:13:07	そもそもどう抽出したかっていう話。要は、
2:13:11	発熱量が大きい小さいところのそのメルクマールもあるんですけど、そもそもどういう手段を使ってどう抽出したのか。
2:13:17	イメージしてたのはクダウンなのか、何か管理してるシステムがあってそれでやるのかとかっていう話で古賀イトウとして事前計画書っていうその消火活動の中での、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:13:26	そういうそういった類の文書があるのでそれを用いてっていうことだったと思うので、その手段っていうところも含めて明確化いただければと思います。
2:13:36	はい。その他は大枠も共通にとれてるのかなと思ひまして基本的には今回変えてもらっている。
2:13:43	話の充実化っていうところを、
2:13:46	メインで今日はお願いをしたところでした。
2:13:49	うん。で、
2:13:50	衛藤。
2:13:52	今の話でお互い共通認識取れてそうですかね。大丈夫ですかね。
2:13:57	はい。
2:14:01	先ほど審査希望、
2:14:04	認可希望時期の話 2ヶ月か 3ヶ月かって話はありませんけども、いずれにしてもどっちにしても初夏いい。
2:14:13	うん初回というか審査会合は、
2:14:17	申請受理してからそんなにかけないで実施したいなと思っておりますので、実質、
2:14:23	録画通 1ヶ月間程度使って我々の事実確認させていただいて 7月入ってから、
2:14:30	その審査会合っていう形になろうかなと思っております。
2:14:34	それまでの間にももちろん今、まだ充実させて充実いただいている最中の補足説明資料とかもあるので、可能な限り早目にまた出していただいで、
2:14:44	7月に審査会合でしっかり議論できるような事実確認を進めていければと思っております。
2:14:51	というところで、
2:14:54	まずは、
2:14:55	資料の準備をいただいて、できたら出していただくっていうそれだけかなと思ひますが、来週再来週くらいですかねまたヒアリング実施できればいいのかなと思ひますので
2:15:05	再来週ですかねヒアリング実施するのは、来週、他の資料出していただいで、
2:15:10	再来週くらいにもう 1 回ヒアリングやってというところで、
2:15:14	ちょっとまた具体的に時期が、資料提出目だとか、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:15:17	ヒアリングの希望時期とかが決まればまたご連絡いただければと思いますのでよろしくお願いします。
2:15:24	はい。というところで全体通して九州電力側から何かありますか。
2:15:32	九州電力、
2:15:35	津川の九州電力もよろしいですかね。
2:15:39	九州電力原子力発電ベース、Web側の方も、特段ありません。以上です。はい、ありがとうございます。規制庁側ですけどもWEB参加ぐみの火災対策室メンバーいかがでしょう。何かありますか全体通して。
2:15:55	火災対策室の齋藤です。
2:15:58	見ません。
2:15:59	はい。よろしいですかね。
2:16:01	はい。
2:16:02	本庁側よろしいですか何かありますか全体通して。はい。
2:16:06	じゃあその辺今日のヒアリングはこれで終了にしたいと思いますありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。